

The Kansai University Bulletin

關西大學學報

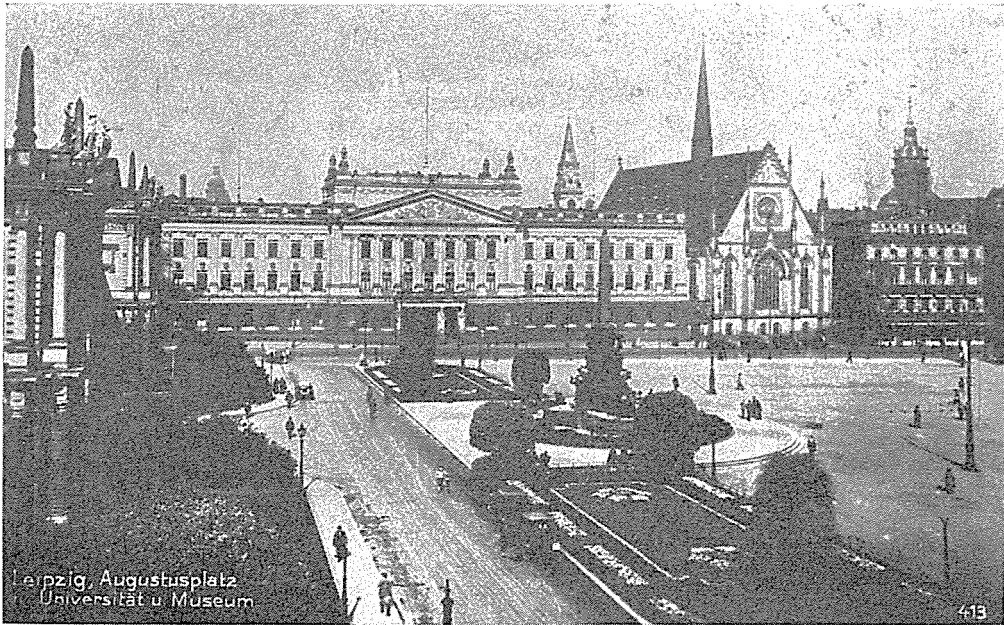
昭和六年 第十九號 十一月十五日發行



ウキシーンの朝

關西大學學報局

(九の其) 學 大 の 米 歐



學 大 ヒ テ プ イ ラ

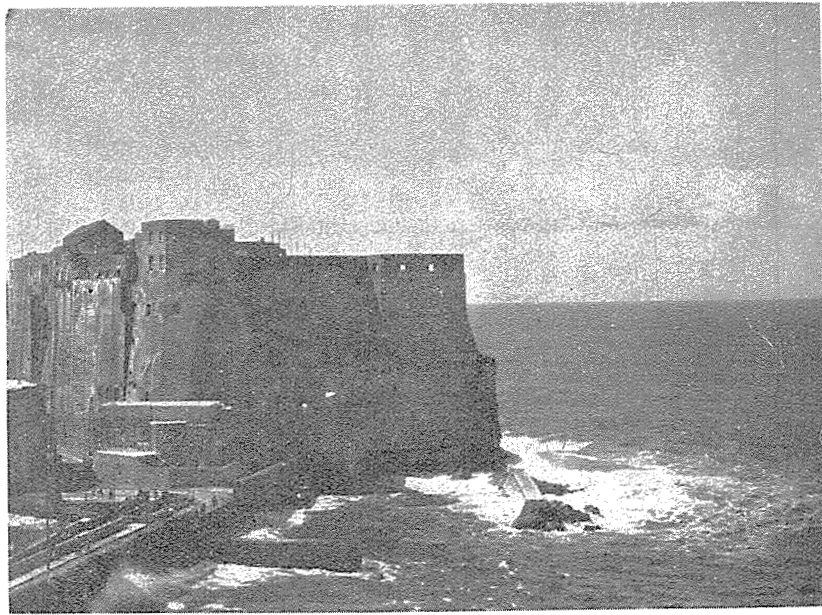


學 大 ヒ ル ベ ル デ イ ハ

關西大學學報 第九十四號

目次

表紙——ウヰーンの朝（小關光尚氏藏）	
挿繪——歐米の大學——古城風景	
日本憲法の成立過程を論ず（四）	教授 吉田 一枝
限界效用學說の妥當性の限界	教授 武田 鼎一
人口問題と人文地理學	助教授 中村 真之助
ハイデイガーのカント解釋（五）	講師 菅 守 常
科學としての行政學の父ユステイについて（二七）	講師 宇治 伊之助
學内報	
專門部第一次試驗施行——文部省督學官來學	
附屬關西甲種商業學校創立二十周年記念式——學	
內消息——住所移動	
校友彙報	
學生彙報	
吾等が學園の美果	武田 鼎一
入瀬の赦免地跡	新町 徳之
圖書館彙報	



スルプイネ——（三の其）景風城古



日本憲法の成立過程を論ず (四)

教授 吉田 一枝

緒言

第一節 憲法思想發達の由來

第一款 憲政の發芽時代

第一期 憲政發芽時代

第二款 憲政準備の序說時代又は衆議要求時代

第二期 憲政準備の序說時代又は衆議要求時代 (以上既載)

第三款 民選議院設立要求時代又は憲政準備の具體化時代

第三期 民選議院設立要求時代又は憲政準備の具體化時代其の二

以上述ぶるが如く王政復古大政維新と共に、政治は須らく衆議によりて行ふことを要すとなす思想起り、次でこの思想が五事御誓文の萬機公論の第一條が制度として、換言すれば議事機關として實現し確立せられたるものは下の議事所下局(貢士對策所)公議所集議院左院なりとす。然れどもこの種の議事機關は、何れもみな官選の機關なれば、國政を行ふには衆議によるべしとなす思想は、未だ以て國民大衆の意思による純然たる民衆運動所謂憲政思想にはあらず、然も憲政思想確立の成立過程に於ける前提要件として重要なものなりしなり。明治六年十月廿二日征韓論の廟議決裂し、積極武斷派の西郷氏等の朝を退くや、政府の實權は全く消極文治派の岩倉大久保氏等の左右する所となり、有司專制の聲喧しく、所謂公議輿論の勢力地を拂ふに到れり。藩閥政府を倒し五事聖誓

の主旨を奉體し、萬機公論によつて決せざるべからずとは當時の志士顧客の胸中を往來する願望なりき。

大政奉還の大立者後藤氏は板垣、副島、江藤氏等と屢々會合し、政局打開の善後策を協議計畫しつゝありしが、會々永く英國にありてその議院政治の善美を目睹羨望せる新歸朝者小室信夫、古澤迂郎(滋)氏之に参加し議會開設の民衆運動を起すべきことに決す。慧眼なる板垣氏等は内外の時流を洞察し、干戈兵馬の裡に政權を獲得すべきにあらずとなし、宜しく國民の中に住み國民と共に語り國民の協力に倚らざるべからざることを直感し、一方民選議院設立の請願をなし、他方國民的運動たる政黨の組織に志し、同志を糾合して立憲制實施に對する準備を爲さんとし、先づ東京京橋區銀座三丁目に社交俱樂部たる幸福安全社を設く。山利公正、福岡孝弟、奥宮健齋、蔣田魯之、長屋忠明、井上高格、坂崎斌氏等來たり贊する者多く、結黨して愛國公黨と名づけ、副島氏邸に會合し愛國公黨本誓の署名式を舉ぐ。時に明治七年一月十二日夜なり、之れ我國に於ける政黨組織の嚆矢にして、後の愛國黨の前身にして、又自由黨の濫觴なり。今日の政黨の政見綱領とも云ふべき愛國公黨本誓は、四項よりなり天賦人權の思想に基くものなるが、その二三を摘出すれば、

一、天の斯民を生ずるや、之に附與するに一定動かすべからざるの通義權理を以てす。斯の通義權理なる者は、天の均く以て人民に賜ふ所の者にして、人力の以て移奪するを得ざる者なり。云々、

一、我輩已に愛君愛國一片至誠の上より發憤し來りて、斯の人民の通義權理を主張保全せんと欲す。然るに之を爲すの道は、即我 天皇陛下御誓文の旨意を奉載し、造次顛沛徹上徹下唯だ斯の公論公議を以てし

常に盟約の旨意を遵守するに在るのみ。

「……吾黨の目的は唯だ斯の人生の通義權理を保全主張し、以て斯の人民をして自主自由獨立不羈の人民たるを得せしむるに在る而已。

是れ則ち君主人民の間渾然一體ならしめ、其禍福緩急を分ち以て我日本帝國を維持昌盛ならしむるの道なり。

一、我輩斯の通義權理を主張せんと欲するものは、亞細亞洲中の首唱にして固より天下の大業なり、云々。

かくて同年一月十七日板垣、後藤、副島、江藤の前四參議、山利公正（前東京府知事）岡本健三郎（前大藏大丞）小室信夫（前左院少議官）古澤迂郎の八氏署名になる「民選議院設立建白書」を左院に提出す。翌十八日建白書は左院より正院に進達せらる。前述せる愛國公黨の組織と民選議院設立建白の二者は、公然直接國民の要求による立憲政治運動の最初のものなり。板垣氏は曩に廢藩置縣の斷行と共に藩選議院たりし集議院の有名無實に歸するや、「他日予等諸君と共に朝廷を去るも、朝廷は依然自立して動くことなからんと欲せば、公議の制を立つるより善きはなし、今や廢藩の後にあり、集議院も再興するに由なからん、果して然らば之に代るに民選の議院を設立し、天下の公議に従て政令を施すべきなりと。衆議或は時尚早しと云ひ、遂に先づ左院を立て議政の用を試んとするに決す」と。故に板垣氏の民選議院設立の意見は根底深しと云ふべし。江藤新平氏は當時最も新知識を有する政治家にして、其の説く所精悍銳利廟議に於ける第一人者なりしと云ふ。その司法卿となるや、銳意司法權の獨立と裁判所の整備擴充に専念し、貢獻すること多く、又明治の初め頃より議會論者なりしことは注目に値すべきことなり。唯だその説の容れ

られざることを知るや、同志後藤、板垣氏と協力し、暫く名を捨て實を取り、官選議院の案を立て採用せられたるものは前述の左院の制度なりとす。而して今や江藤氏は明白に同志と共に民選議院の設立を建白したるものなり。副島種臣氏は學問淵遠古今の事體に通じ、無偏の王道主義者なり、建白書の冒頭に「臣等伏して方今政權の歸する所を察するに上帝室に在らず下人民に在らず、而も獨り有司に歸す、夫れ有司上帝室を尊ぶと曰はざるに非ず、下人民を保つと云はざるに非ず、而も政令百端朝出暮改政刑情實に成り賞罰愛憎に出づ、言路壅蔽困苦告るなし、夫れ如是にして天下の治安ならん事を欲す、三尺の童子も猶其不可なるを知る、因循改めず恐くは國家土崩の勢を致さん、臣等愛國の情自ら止む能はず、即ち之を振救するの道を講求するに唯天下の公議を張る在るのみ天下の公議を張るは民選議院を立つるに在るのみ。則ち有司の權限る所あつて而して上下安全其の幸福を受ける者あらん」と。次で「夫れ人民政府に對して租税を拂ふの義務ある者は乃ち政府の事を與知可否するの權利を有す。是れ天下の通論にして、又喋々臣等の之を贅言するを待たざる者なり。」又曰く「今民選議院を立るの議を拒む者は、曰く我民不學無智未だ開明の域に進まず、故に今民選議院を立る尙應さに早かるべしと臣等以為く若し果して眞に其謂ふ所の如きか、則ち之をして學且智而して急に開明の域に進ましむるの道、即ち民選議院を立つるに在り、何となれば即ち今日我人民をして學且智に開明の域に進ましめんとするには先づ其通義權理を保護せしめ、之をして自尊自重天下と憂樂を共にするの氣象を起さしめんとするは、之をして自尊自重天下と憂樂を共にするの氣象を起さしめんとするは、之をして天下の事に與らしむるに在り。」

又曰く「甚しきは則ち今遽かに議院を立つるは、是天下の愚を集むるに過ぎざるのみと謂ふに至る、噫何んぞ、自ら傲るの太甚しく、而して其人民を視るの蔑如たるや……僅々有司の専裁と人民の輿論公議を張る、と其賢愚果して如何ぞや」又曰く「且つ夫れ政府の職、其宜しく奉じて以て目的となすべき者は、人民をして進歩するを得せしむるに在り……

……今我國既に草昧にあらず、而して我人民の從順なる者既に過甚とす然らば則ち今日我政府の宜しく以て其目的となすべき者は、則ち民選議院を立て、我人民として敢爲の氣を起し、天下を分任するの義務を辨知し、天下の事に參與するを得せしむるに在り、則ち國の人皆同心なり。夫れ政府の強きは何を以て之を致すや、天下人民皆同心なればなり、臣等必ずしも遠く舊事を引て之を證せず、則ち昨十月政府の變革に就て之を驗す、岌々乎且危哉我政府の孤立するや、……今民選議院を立つるは、則ち政府人民の間に情實融通して相共に合して一體となり、國始めて以て強かるべし、政府始めて以て強かるべきなり。臣等既に天下の大

理に就て之を究め、我國今日の勢に就て之を實にし、政府の職に就て之を論じ、及昨十月政府の變革に就て之を驗す、而して臣等の説を信ずること愈々篤く、切に謂ふ、今日天下を維持振起するの道、唯民選議院を立て、而して天下の公議を張るに在る而已と。其方法等の議の如きは臣等必ず之を茲に言はず、蓋し十數張紙の能く之を盡す所にあらざれば也」。而して最後に曰く「臣等既に已に、今日我が民選議院を立すんばあるべからざる所以、及今日我國人民進歩の度、能く斯の議院を立つるに堪ゆることを辨論する者は、即ち有志の之を拒む者をして、口を藉する所なからしみにあらず、斯の議院を立つる者は天下の公論を伸張し

人民の通議權利を立て、天下の元氣を鼓舞し、以て上下親近し君臣相愛し、我帝國を維持振起し、幸福安全を保護せんことを欲してなり、請ふ幸に之を擇び給はんことを」。

この建白書の草案は後藤氏邸に同志會同の際古澤迂郎氏最初英文にて起草し、更に翻譯し、それに副島氏若干の潤飾を加へたるものなり。右民選議院設立建白の稿成るや、板垣氏は別に一本を寫さしめ、特に林有造氏を鹿兒島に遣はし、西郷隆盛、桐野利秋氏等に面接その賛成署名を求めしむ。西郷氏曰く「民選議院設立の議は至極當然にして、我等の固より賛成する所なるも、天下の事は獨り議論のみにて行はるゝものにあらず、故に我等は他の手段により、今の政府を改造變革し、然して後其目的を達せんとす」と。是れ建白署名者中に西郷氏の名を逸せる理由なりと云ふ。

右建白書は左院に提出すると同時に、當時操觚界に尤も勢力ありし英國人ジョンブラック氏經營の新聞紙日新眞事誌に掲載せらるゝや、痛く天下の耳目を集注し、世論爲に囂囂、眞に一大偉觀を呈す。民選議院設立論につき、加藤弘之、福地源一郎、末松謙澄、森有禮、西周、芳川顯正氏等の尙早論あり、愛國公黨の同志及中村正直、大井憲太郎、津田眞道、末廣重恭、藤田茂吉、成島柳北氏等の賛成論あり、西村茂樹氏の熟議論あり、政府にありては木戸氏尙早論にして大久保氏は之に耳を假さず。然れども同憂の士起て之に和し、政社を組織し、民權自由の説を高唱する者多し、殊に明治四年の廢藩斷行により、其の世襲的常職と食祿とに離れ、新政府の政策に快よからざる不平焦慮の失業武士郷土群を、驅つて政争の渦中に飛び込ましむる機縁を與へ、又所謂有司專制の事情は痛く政治に無關心

なりし一般民衆の政治的自覺を惹起し、個人の自由と權利を主張し、政治の利害得失を論議し、大勢は漸次民選議院の設立を要望し、憲政準備の具體化時代に進出するに到れり。

この建白書に先だつこと三日、即ち明治七年一月十四日夕征韓論者土佐人、武市喜久馬、山崎則雄氏等九人、右大臣岩倉具視氏を退朝の途赤坂喰違見附に要撃し之を傷つく、次で同年二月一日江藤新平氏、佐賀に於ける征韓黨並に愛國黨を率ゐる反亂を起す。その檄文「決戦之議」に曰く「夫國權行はるれば則、民權隨て全し、是を以て交戰嫌和の事を定め、通商航海の約を立つ、一日も權利を失へば國其國に非ず、今茲に人あり、之を唾きして憤らず、是れ人にして其權利を失ふ者なり云々」と。同月十五日佐賀人宮内省出仕島義勇氏、歸郷して兵を擧げ、江藤氏に和す、共に破れて捕へられ、四月十三日前述せる新律綱領の謀叛罪の刑名により遂に梟首に處せらる。

前記の岩倉右大臣要撃事件と、江藤島氏等の反亂事件とにより、憲政運動は累せられ蜚語謠語四出し、民選議院の議は廟議の容るる所とならざりしのみならず、政府は在野の政黨及政黨人に對し、彈壓愈々峻厳を加へ、世人また民權自由を誤解するものあり。板垣氏時勢の非なるを知り、同年三月愛國黨を解散して、郷里土佐に歸り、片岡健吉古澤滋林有造岡本健三郎谷重喜西野友保植木枝盛大石正己氏等と謀り、その主張を弘張し、國論の喚起に努め、敢然として藩閥政府に挑戰の態度を持し、以て所期の目的を貫徹せんとし、同年四月郷黨の青年を糾合し、新に政治的團體を組織し、名づけて立志社と云ふ。立志社設立之趣意書に「世運の上進する、人民の奮勵する、相視ずんばあるべからず、是の二つの

者は必ず相須つて、而して後成るものなり……我輩奮勵勤勉、以て天下の元氣を維持振起し、相共に我天皇陛下の尊榮を増益し、我日本帝國の福祉を昌盛するを務むるの秋なり。……嚮きに我輩同志の士敢て自ら率先し、政府に建言し、天下の民會を立んを乞ふ、即ち亦志なり。

……我輩齊しく我日本帝國の人民なり、則ち三千有餘萬人民盡く同等にして、貴賤尊卑の別なく、當に其一定の權利を享受し、以て生命を保ち、自主を保ち、職業を勤め、福祉を長じ、不羈獨立の人民たるべき事昭昭乎として明白なり、是權利なる者は、威權以て之を奪ふを得ず、富貴以て之を壓するを得ず、蓋し天の以て均しく人民に賦與する所の者にして、而して斯の權利を保有せんと欲する者、亦人民の宜しく勤勉すべき所の者なり。人民誠に是の權利を保有せんと欲す、先づ自ら治めずんばあるべからず。蓋し人民其政府に依頼すること過甚なれば、則其自立の氣風を傷ふ、人民其自立の氣風を傷へば、則天下の元氣隨て萎靡す。

……夫れ天下の元氣存すれば、則其國強盛、而して其人民の福祉茲に長ず、然るに天下の元氣と云ふ者は、乃ち人民各個の元氣、相聚るのなる者なる而已。故に其人民氣風の強弱盛衰、乃ち天下の元氣を消す。然らば則ち我輩一人一個の天下に於ける、各其責任を負ふ者なり。……故に一人民の氣風苟も衰ふ則天下一人民の元氣を失ふ、天下千萬人の元氣を失ひ、而して日に益甚しければ則國安んぞ能く獨り其昌盛富強を致さん哉。……且つ夫れ政府なる者は、畢竟、人民の權利を保全せんが爲に設立せらるる者にして、純ら人民の爲なり、故に歐語に、政府の官員を指て公共の僕と云ふ。然らば則人民は國の本なり、……夫れ我輩誠に人民の權利を伸んと欲す、則民會必らず立てずんばあるべからず」云

云々、更にまた立志學舎を與して教育の機關となし、商局及法律研究所を設けて産業の獎勵興隆に資し、洋書によりて泰西の法制を研究教授し、以て民智の開發に努め、討論演說會を催しては舌端に縱橫經世の論策を講究せしむ。かくして立志社は益々勢力を加へ、河野廣中、杉田定一、頭山滿竹、内正志、栗原亮一氏等の率ゐる地方の政社、及中央に志を得ず、藩閥政府の專恣に嫌らず、民權自由の擴張に渴仰せる各地の有志政客は、「自由は土佐の森林より生る」と唱へ、風を望んで陸續として板垣氏の傘下に集り、みな自由民權の洗禮を受く、而して土佐は宛然民論のエルサレム化せり。

夫れ勢、偏重なれば其平を失し、權、偏重なれば其の公を失し、所謂そこに有司專制の弊を生ずるは蓋し人事の自然なり。西郷板垣後藤江藤副島氏等征韓論に破れて廟堂を去り下野するに及び、藩閥專制政治の色彩は頗に濃度を加ふ。明治七年一月陸奥宗光氏藩閥政府攻撃の檄文を草し、「王政復古前後各所の爭亂を平定する、薩長の二藩其功勞最も多く、土佐之に亞げり、薩長の功勞最も卓然たれば、隨て其權力も亦重大なり此時に方りて、我國三百藩及三千有餘萬人の中に、僅に此三四藩のみ樞要貴重之官職に就くを許可し、世以て當然の事とせり、然れども賞典は既往の功勞に報ひ、官職は現末に對し責任を盡すべき者なれば、之を混同して看倣すべからず。古語に云ふ官を以て人に賞する勿れと、今夫の政府の體裁を見るに、内閣議官諸省の長官皆此黨の人なり、海陸將卒其他樞要の職務に居るは皆此黨の人なり、之を薩長等の政府と云ひて可ならんか。西人謂ふ所の「滿國人民一般にて、一般の幸福を分享し、一般の危難を分任するの本義」毫も存することなし。則是れ權威を竊みて

官吏を黜陟し、威福を私して人心を畏服せしむる者。昔時、平氏の盛時世人之を目して「平氏の族に非る者は人間に非ず」と云へると一様なり今薩長の人にあらざれば、殆ど人間に非るものゝ如し、豈痛歎すべきにあらずや。……惟ふに我滿國の日本人、其義務を盡し其權利を達し、獨之を政府者、即、薩長等の人に委託せず、積年萎靡せる氣力を更張し、將來の幸福を收拾することに注意せば、庶幾はくは日本人の日本人たる所以乎」と激越なる文章にて薩長を論難せるはこの頃の事に屬す。

これより幾き前述せる如く一方左院に於て、國憲編纂の事業が考究せられつゝある間に於て、他方大藏省に於て、議會の試みとも云ふべき事業進行しつつあり。明治六年四月大藏卿理化理大藏大輔井上馨氏大藏省の所管事務に關する地方官會議開催のため、議事章程、二十三節百四十七章を頒布せり。明治初期の大藏省の事務は今日のそれと趣を異にし、内務商工農林逓信の各省及會計檢査院の事務をも管掌し、一大勢力たりしものなり。議事章程は即ち大藏省の地方官會議の議事規則なり、然も相當詳細なる議事規則なり、議事章程は芳川顯正氏外國物を翻譯起草し、その題言の筆者は澁澤榮一氏なり、題言に「大に此會同を興し、各胸臆を披き心緒を紓へ、利弊を討論し得失を商榷し、法の煩なるは之を刪り、事の變なるは之を密にし、順序を定め權限を詳にし、各恪奉遵守する所ありて杆格支吾の患なく、猶四肢の首領に應ずる如く、氣脉流暢相通して毫も、痞塞停滯なからしめんとす。是固より大藏の地方に企望にる所に於て地方の大藏に望むも亦應に之に出でざるべし。然則、此會同を以て民事凡百の振興を要し、將來施政の修整を期すべくして、而して國力政權の確立する之に依て待つ事を得べし」と。以て大藏省が地方官會議に

期待する抱負の一端を推知するに足る。議事章程の第三節（議員の職分並權利之事）第十八章によれば「當議員ノ議場ニ於テ事ヲ議スルハ際ニ當リテ各寮ノ專務官員ニ非ズ、又府縣知令參事モ地方ノ官員ニアラズ唯一般地方ノ事務ヲ議定スルノ立法官ニシテ一般ノ議員ト見做スベシ。故ニ一寮ニ關シ或ハ一縣ノミノ事ヲ主張スルコトアルベカラズ」又第三節第十九章には「總テ議員中彼此ノ職分並ニ彼此ノ權利ハ、先ヅ總議員ヲ同位同階ニシテ上下貴賤ノ別ナキモノト見認メ、之ニ基イテ定ムルモノナリ、苟モ議員ノ列ニ加ハルモノハ、其欲スル所ノ議案ヲ議會ニ示シ、其旨趣ヲ説明シ辨論ヲナシ、其採用ヲ主張シ、議會ヲシテ之レヲ討論セシメ、之レヲ可否セシムベキ權利ヲ有スルナリ。……總テ議員ノ彼此ノ職分並ニ權利ハ、各員ノ言語行議ニアルコトナリ。」又第三節第廿一章には「議員ハ議場ヲ去レバ、各寮地方官ノ職掌ヲ有スルハ勿論ナレバ、近隣ノ縣或ハ遠隔ノ縣或ハ縁故私情或ハ平常ノ遺恨私意等ヲ以テ公事ヲ議スルニ付、或ハ推論或ハ之レヲ貶議スル等ノ所行アルベカラズ、一議ノ爲メ一書一言モ、事ノ是非ヲ説明スルニ、但虚心平氣ヲ主トスルヲ要ス事件ニ付如何ホド議論ニ涉ルトモ時限退散ノ後ハ敢テ之レヲ意トスル勿レ、又議場ニ於テ論ゼシコトヲ、他ニ集會ヲナシ議スル等ハ一切嚴禁トス。」又第三節第廿七章に「議事ハ、衆議ノ決議ニ權アリテ、一人ノ獨決ニ權ナケレバ、一旦集會ニ於テ決セシ事務ハ、縣治條例ニ書載シ法律トナスベシ」。

斯くて大藏省の地方官會議は六年四月八日より開會せるが、大藏省の權限過大のため屢々太政官のそれと權限爭議を惹起し、内務省創設の議もあり、時恰も征韓論決裂の直前に當り、廟議積極主戰論に傾きしも聞

内兎角統一を缺き一抹の暗雲政界に棚引くあり、而してこの議事章程、隨つて行政省たる大藏省の地方官會議は行政省の權限を遙に越え、立法省の權限を犯すものなりとの非難起り、爲めに太政官正院は議事章程の破毀を宣告し、一面また此の會議の中心人物たる井上、澁澤の二氏は政府と財政上の所見を異にすとの理由により、六年五月十四日職を辭せるため此の會議の繼續は停頓し、事實上開會不可能となり、地方官をしてそれ〴〵歸したるものなり。

明治六年五月十八日三條太政大臣は、地方官會議の席上「各地方の事務實際精究の上、近々釐正周備を求むべき御趣旨にて、既に今般會議に於て決定せし個條は、奏進の上允裁を受くべし。一體各地方官の議會は民務の便宜を實地に徵考する緊要の事にて、政理上得益少しとせず、故に今後議會の體裁を選定し、左院に於て、毎歲之を開くべし。其規則等は決定の上頒布に可及」と演述せり。さきに明治六年五月七日、大藏省大輔大藏卿代理井上馨、大藏省三等出仕澁澤榮一の兩氏は財政編成の方策につき建議し辭職せり。曰く「今全國歲入の總額も概算すれば、四千萬圓を得るに過ぎずして、豫め本年の經費を推計するに一變故なからしむるも、尙ほ五千萬圓に及ぶべし。然らば則ち一歲の出入を比較して、既に一千萬圓の不足を生ず、加之、維新以來國用の急なるを以て、毎歲負ふ所の用途も亦將に一千萬圓に超えんとす。其他官省舊藩の幣幣及中外の負債を擧ぐるに、殆ど一億二千萬圓の巨額に近からんとす。故に之を通算すれば、政府現今負債實に一億四千萬圓にして償却の道未だ立たざるものとす。然らば則ち、速く其制を設けて、逐次之を支消せざるべからず。然らずんば、後來人心の信憑を固確する能はずして、一朝不虞の

變ある固頓蹠蹠を嚙むとも及ぶべからざるに至らん。然り而して、政府未だ意を此に注せず、却て百度の更張を勉め開明を政理上に求むること、猶ほ前日の如くならば、斯民を保護するの道安くにか在る。云々。

この建議の全文は日新眞事誌に載せらるゝや、政府の財政危機に瀕せりとの情報傳はり、朝野の議論沸騰す。爲めに政府は五月九日參議大隈重信氏を大藏省事務總裁に任じ、銳意財政狀態を審査せしめ、六月九日前記井上瀧澤兩氏の建白書を反駁し、且つ明治六年歳入出見込會計表を發表せり。當時我國の財政狀態の一般を偲ぶため歳入出見込會計表を通覽すれば、歳入之部として第一正租總計四千百萬六千四百四拾八圓貳拾八錢參厘、第二印紙稅總計百參拾萬圓、第三酒類其他各種の稅總計貳百拾參萬七千六百四拾壹圓、第四海關稅並諸稅總計百八拾貳萬參千九百九圓第五郵便稅汽車電信の收入總計四拾萬圓、第六北海道收納高總計三十三萬八千八百拾貳圓五拾錢、第七臨時種々の入高總計百七拾參萬七千貳圓五拾錢、歳入總計四千八百七拾參萬六千八百八拾參圓貳拾八錢參厘、歳入之部として第一國債償却總計貳百六拾七萬九千百圓、第二貫屬家祿賞典米總計千貳百六拾壹萬參千八百拾六圓參拾五錢五厘、第三營繕堤防總計四百萬圓、第四外國交際總計拾萬六千四百拾圓、第五太政官總計參拾參萬圓、第六各省使府縣總計貳千百參拾五萬五千六百七拾貳圓拾錢九厘、第七府縣捕亡及邏卒費總計八十五萬圓、第八英佛澳公使館八萬九千貳百圓、第九紐育外六港領事館貳萬百六拾圓、第十臨時歳出總計四百五拾五萬七千參拾圓、歳出總計四千六百五拾九萬五千六百拾八圓四拾六錢四厘、歳入の歳出より多き高貳千拾四萬千貳百六拾四圓八拾壹錢九厘、國債として内國債殘債金貳千五百七拾壹萬五千六百五拾壹圓(明治七年以

後可償却分)外國債五百五拾萬九千五拾圓、合計内外債三千百貳拾貳萬四千七百壹圓」なり。

この明治六年歳入出見込會計表の發表あるや、曩に井上、瀧澤兩氏の財政上の建白に對し不安の念を懷きたる人心は、更に又政府財政狀態の基礎相當鞏固なるものあることに意外の感を懷きたるものなり。抑もこの見込會計表は、一ヶ年間に國庫に入るべきものと、國庫より出づべきものとを概算し、臨時の處置として發表したるものにて、大藏卿の達文にも爲心得とある如く、國家の行政上の意思表示たる性質を有する現今の所謂豫算制度とその性質を異にするものなり。然れどもこの見込會計表の公示により、政府は國家會計の安排整理審査監督に便益あることを知り爾後毎年此表を調製公示する慣例となる、換言すれば翌明治七年には同年の見込會計表を公表し、明治八年には見込會計表の名稱を、改めて歳入歳出豫算表となし、明治十四年四月には新に會計法を制定し、豫算制度稍稍整備し、明治十八年三月には歳入出豫算條規二十一ヶ條、歳入出科目條規六ヶ條を發布し、豫算編製の體裁を整ひ、明治二十二年二月憲法の制定と同時に會計法及會計規則を發布し、大正十年四月八日法律四十二號により會計の全部、翌十一年一月九日勅令一號により會計規則の全部を改定し共に大正十一年四月一日より實施せらるゝに到れり、現行會計制度是れなり。

斯の如く我國の會計制度は、幾變遷して今日の豫算制度に到達せるものなるが、その濫觴は實に明治六年五月七日の井上、瀧澤兩氏の建白に基因するものと云ふべし。未だ立憲制度を實施せざりし國家にしてその國の會計を公示するは蓋し我國を以て嚆矢となすべきものならんか。

明治六年六月十三日太政官二百六號布告により改定律例を頒布す。上諭あり「朕義ニ司法ニ勅シ、國家ノ成憲ニ基キ、各國ノ定律ヲ酌ミ、改定律例ヲ修撰セシム、今ヤ編纂成ヲ告グ。朕乃チ内閣諸臣ト辨論裁定シ之ヲ頒行セシム。時に江藤新平氏司法卿たり。明治六年六月廿四日集議院を廢し、その事業を左院に移す、同月左院職制及左院事務章程を定む左院事務章程の第一によれば「本院ノ事務ハ會議及國憲民法ノ編纂或ハ命ニ應ジテ、法案ヲ草スルコトヲ掌ル所ナリ」第二によれば「凡制度條例ヲ創立シ或ハ成規則定則ヲ増損更革スルコト、總テ議決ノ上正院ニ上達スベシ」第五によれば「議員黜陟轉任セシムル事、正院ノ審辨ニアリト雖モ、亦本院ノ具案ヲ徵スベシ」翌七年二月十二日左院職制及左院事務章程を改定す、左院事務章程第一段本院正則の事的第一條はよれば「本院ハ議政院ニシテ、正院ハ輔佐トナリ、其垂問ノ事ヲ議スル所ナリ」第三條によれば「一般ニ布告スベキ諸法律制度ハ、正院ヨリ必ず先ヅ本院ニ下シ、其利害得失ヲ評論セシムベシ」とあり。

征韓論を一轉機として、文治派の岩倉木戸大久保伊藤大隈氏等の新政府は、民衆主義的色彩より漸次有司專制の政治に傾き、假令歐米諸國より携へ來れる文物制度に模倣し、諸般の改革を企圖せるも、唯だ表面を糊塗粉飾せるのみにて、所謂後年の薩長藩閥政治の樹立に汲々たるものあり。即ち政府は内には薩閥を代表する大久保氏と、長閥を代表する木戸氏との間に意見一致せざること多く、閣内の統一協力ならず、政府の基礎必ずしも鞏固ならず、外には西郷後藤江藤副島氏等の群雄は、その郷黨に於ける封建的傳統の力を背景として政府を覬覦し、政府に對する一大敵國をなす觀あり。加之職祿を離れたる武士郷士の失業群は市井

に暗中横行して、人心動搖し、政界不安なるものあり。木戸孝允氏は夙に憲法制定の主唱者にして、明治六年七月政規(憲法の義)典則(法律の義)を立つべき旨の建白をなせるとは前述せる所なり。而して今や板垣後藤氏等の民選議設立建白書の公表せらるや公議輿論民權自由の聲は朝野を壓するの概あり。

政府に於ては輿論の趨向を察し漸次立憲の制を施行するの必要を感じ明治七年五月二日太政官五十八號達により議院憲法及議院規則を頒布す。詔あり「朕踐祚ノ初神明ニ誓ヒシ旨意ニ基キ漸次ニ之ヲ擴充シ全國人民ハ代議人ヲ召集シ公議輿論ヲ以テ法律ヲ定メ上下協和民情暢達ノ路ヲ開キ全國人民ヲシテ各其業ニ安ンジ以テ國家ノ重キヲ擔任スベキノ義務アルヲ知ラシメンコトヲ期望ス故ニ先ヅ地方長官を召集シ人民ニ代テ協同公議セシム乃チ議院憲法ヲ頒布ス」。

議院憲法は十三條よりなるものなるが、其の第一條には「會議ハ各地方長官事ヲ議スルハ會ニシテ毎年一度之ヲ開院以テ常例トス。臨時ノ會議ハ特旨ヲ以テ其開院ノ期日ヲ豫メ布告スベシ、長官若シ來會スル能ハザレバ次官ヲ出シテ代理セシムベシ。第二條には「會議ノ節、各省ノ卿或ハ其代理議院ニ出、會議ニ列席シテ其說ヲ述ブベシ、然レドモ事ノ可否ヲ決スルノ數中ニ入ルヲ得ベカラズ」第七條には「議事ノ可否ヲ決スルハ、同論ノ多キ方ニ依據スベシ、若シ同數兩立タルトキハ議長之ヲ決スベシ」第八條には「會議ノ席ニ於テ各員充分ニ審論スベシ、或ハ忌諱ニ觸トモ之ヲ糾彈スルヲ得ベカラズ」議院規則は二十五よりなり議院憲法の施行法とも見るべきものなり。次で九月九日太政官十八章達により議院規則小目十則を發布す。茲に議院規則小目とは議院規則を改定せるものにて

議院規則の施行細則とも云ふべきものなり。この議院憲法及議院規則は主として木戸孝允氏の畫策立案によるものなり。

議院憲法第一條に基き、七年六月二十二日地方長官に令し九月十日を期して第一回の地方長官會議を開催せんとし、乃ち七月四日左院議長伊地知正治氏地方長官會議掛を兼任し、七月七日參議伊藤博文氏地方長官會議議長を兼任し、八月四日湯島圖書館を以て地方長官會議所となし議院と稱す。然るに會々臺灣事件に關し清國と紛議を生じ、開會の運に到らず遂に延期となる。この地方長官會議は、官選の國民代表會議とも云ふべきものにして、即ち代議制施行の階梯にして漸次に民選議院の設立に接近し、ありしものなり。而して民選議院設立の建白は、實にその後明治十四年の國會開設の勅諭の前驅をなせるものにして、我國の民權自由思想の發達に資する所大なるものありしものなり。

然るに大久保氏等は木戸氏等の議院憲法の頒布を快しとせず、一方民權派の鋒鏑を外らし、他方武斷派の武功を食ふの心を企求し、民間の不平黨を擧げて外に發散せしむるため、臺灣征伐の人心轉換緩和策を畫策主唱す。抑も臺灣遠征の件は、明治四年十一月琉球の民漂流して臺灣に到るや、生蕃の殺戮せらるゝ所となり、明治六年三月小田縣民漂着するや、亦その掠奪に會ひたることに端を發し、明治七年四月閣議その是非を協議す。木戸氏はさきに征韓論(明治六年十月)に反對せると同様に民力を涵養充實し、内治を先にし外交を後にし、干戈を交ゆべき時機にあらずと力爭めたるも、大久保氏等は多數を以て征臺を決す、乃ち參議兼內務文部卿木戸氏は同年四月十七日臺閣を去り郷里山口に歸臥す、陸軍少將山田顯義、三浦梧樓、魚尾小彌太氏等の長州人士は、木戸氏に相繼

で何れもみな軍職を辭す。茲に於て政府の鼎稍輕きを覺へたるも、政府の實權は大久保氏を中心とせる薩閥の掌握する所となり長官の勢力衰ふ。

征臺の議、決するや參議大隈重信氏を臺灣蕃地事務局長官に、陸軍中席西郷從道氏を臺灣事務都督に任じ、西郷氏は艤艦を率ゐる將に長崎を解纜せんとす。會々英國公使の抗議に會ひ、米國公使また中立の説を主張す。政府ために狼狽し廟議を翻して、遠征を中止せしめんとす。然るに征臺軍の將卒の意氣頗る昂りその命に服せず、斷然王師を率ゐて出征の途に上り蕃民を鎮定しその地に留まる。清國政府瀕りに和を提議し、速に征臺軍の撤退を要求するあり、九月一日參議兼內務卿大久保利通氏、自ら全權辦理大使となり清國に赴き和を結び、更に臺征に到り西郷都督と撤兵の件を協議し、十一月廿六日東京に還る。征臺の軍また十二月廿七日帝都に凱旋す。

曾て維新の弘業に獻替せる往年の僚友、岩倉西郷大久保木戸板垣後藤の諸氏、今や朝野の間に四散し、相乖離し、加ふるに征臺事件殊に對清談判の不成跡により政府の威望を傷け、民心頗に激成し、民選議院の説立を見ずんば夫れ國家蒼生を奈何せんとの聲天下に彌漫し、政情寔に容易ならざるものあり。爲めに人氣轉換緩和策として起されたる臺灣事件は、事全く志と異なる結果を招來し、大久保氏の中心晏如たらず。山雨將に到らんとして風樓に滿つる概あり、是れ實に翌八年四月十四日の立憲政體の詔となれる直接の眞因なりと云ふ。

曩に明治六年五月大藏大輔井上馨氏、官を辭して大阪に赴き藤田傳三郎吉富簡二岡田半藏益田孝氏等と共に、大阪先收會社と稱する商事會社を興し、専ら商業を營みつゝありしが、七年十一月、民選議院設立建白

書署名者の一人たる小室信夫古澤滋(迂郎の改名)氏と邂逅し、朝野の乖離を憂ひ國事を談じ、互に相約する所あり。乃ち小室古澤の二氏は土佐に赴き板垣氏に説き、井上氏は山口に到り木戸氏を勧誘し、又上京して大久保伊藤氏に斡旋大に説く所あり。

當時大久保氏の權威廟堂を壓するものありしが、孤立の悲哀を憂ひ、木戸氏を朝に起たしめ、協力與に國政の大任に當らんとする冀望ありしものなり。然れども大久保、伊藤の兩氏は、尋常一様の事を以てしても木戸氏の心容易に動かざるものあるを察し、種々考慮の結果木戸氏の意を迎ひその意に適合するため、伊藤は次の四項を立案し大久保氏の同意を得たり。即ち

イ、政府の二三の者が集つて權力を専らにしないやうに元老院を設立して立法上の仕事を鄭重にし且つ他日國會をも起すの準備をなさしむる事、

ロ、裁判の基礎を鞏固にする爲めに大審院を起す事、

ハ、上下の民情を通ずる爲めに地方官會議を起す事、

ニ、主上にも政治に御注ぎになるやうな仕組にする爲め内閣を分離し木戸大久保公の如きは内閣に在りて一方には輔翼の事も爲し第二流の人物をも擧げて行政諸般の責任に當らしむる事

伊藤氏は右の四項を木戸氏に示し、協力斷行すべきことを約し、漸くにして木戸氏の同意賛成を得たるものなり。然るに一方板垣氏は小室古澤氏等と共に木戸氏に會ひ民選議院設立建白の後なれば是非とも國會を開かさるべからずと反覆力説す。木戸氏は大體の主義に於て板垣氏の説に異議なきことを示し、唯だその施設の順序方法に至りては、先づ地方

官會議を開き漸次に民選議院に及ぼさんとするものなれば、暫く隱忍枉げてこの順序に従はれよ、若しこの主義にして行はることなくんば死を以て争はんと誓言し、井上氏も亦その間斡旋努むる所あり、斯くて板垣氏も漸く折合はれたるものなりと云ふ。

明治八年二月十一月大阪北濱加賀伊樓に、大久保利通木戸孝允板垣退助伊藤博文井上馨氏等政體の改新を議し、立憲政體を創設するにつき、維新改革の原動力たる所謂在朝在野の薩長土肥の諸勢力の意見大體に於て相一致妥協し和衷協同の約成る。之を世に大阪會議と云ふ。この會議の成立につき林有造中島信行陸奥宗光氏等斡旋盡力する所あり。時に後藤象次郎は高島炭鑛の事に専念し、副島種臣氏は所見を異にし遂に大阪會議に來り會せず。會議席上木戸氏筆を採り、政體革新案を圖解す。次の如し。

天皇陛下		上	元老院	下	地方官
内閣					
太政大臣		行政	大審院		
參議					

即ち立君定律の政體を確立し、三權を分立し、立法機關としては元老院を上院とし、地方官會議を下院とし、司法機關としては大審院を設置し、尚ほ別に天皇親裁の體裁を固くし、行政の混淆を避くるため内閣と各省とを分ち、第二流の人士を擧用して行政諸般の責任に當らしめ、木戸大久保氏の如き元勳は内閣にありて天皇輔弼の責に當らんとする主旨なりしなり。茲に所謂内閣とは今日の内閣と樞密院とを一體となせるが

如きものなり。

又大阪會議に際し板垣井上兩氏の間に協定事項を作成せんとして起草せられたる案文あり曰く「我輩深ク我國従前ノ變革ノ所由ヲ觀テ、方今ノ景況ヲ察シ將來ノ勢ヲ慮リ、我君民ノ幸福ヲ衛リ、上下ノ安寧ヲ保ツノ道ヲ立シカ爲、今ヤ同志相求メテ其定説主論ヲ合シ、竟ニ立君定律ノ政體ヲ定メ、之ヲ濟スニ議院ノ制度ヲ以テシ、我國家ノ律法ヲシテ天下ニ明白ナラシメ、而シテ上下因テ其權利ヲ享受シ得セシメンコトヲ期ス。然ルニ誠ニ此ノ定説ヲ張り斯目的ヲ達セント欲セバ、決テ之ヲ尋常期ノ間容易ノ功ニ僥倖シ得ベキ者ニアラズ、必スヤ忍耐勉勵シテ造次顛沛モ必ズ茲ニ於テシ、縱令一旦ニ敗レ一時ニ挫クルモ、誓フテ之ヲ終始ニ貫キ、死ニ之クモ他ナカル可シ、是故ニ我輩又深ク我同志ノ相和シ相合フテ、其終ヲ成ス者、能ク終始一ノ如クナランコトヲ豫圖セザル可カラズ。即我同志ノ士相誓フテ其約束ヲ立ル者左ノ如シ。

一、我輩ハ立君定律ノ政體ヲ以テ其定説ト爲ス可シ。

一、我輩ハ立君定説ヲ實施センガ爲彼議院制度ヲ採リ、以テ律法ヲ天下ニ明確ニスルヲ勉ム可シ。

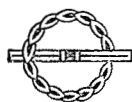
一、我輩既ニ此定説ヲ合シ斯事ヲ成サント欲ス、故ニ我輩ハ唯ク我同志

一國ノ定論アツテ、其一人一國ノ私論ナキヲ要ス可シ。

一、若シ我同志、中ニ在ツテ事物ニ付キ其見ヲ立ル者相異ル所アリ、反覆辯論スルモ尙一ナリ難キトキハ、假リニ議長ヲ立テ、而シテ議長其兩説ノ殊異スル處ヲ以テ、具サニ之ヲ同志ノ全員ニ述ベ、其可否スル所ノ多寡ニ從フテ之ヲ一定スベシ、而シテ他ノ寡票ノ如キモ必ス退テ後言アル可カラズ。

一、我同志ノ政府ニ進退アツテ、其一人一國ノ進退アル可カラズ。
一、是ヲ以テ我同志ハ、常ニ相往來シテ其交ヲ密ニシ其情ヲ親ミ其相視ルニ互ニ兄弟ノ如ク、究達患樂我同志皆之ヲ共ニシ、必ズ同志ノ全力ヲ一ニシ、以テ我定説ヲ張り我目的ヲ達スルヲ勉ム可シ」。

之の草案は故ありて會同者一同の調印する所とならざりしも、蓋し大阪會議の目的を明示するものなり。板垣氏は林有造氏を鹿児島に遣はし大阪會議の始末を西郷隆盛氏に告げ、その再起協力を促したるも、西郷氏は「木戸、板垣の二氏にして入聞せば何ぞ我を須たんや」とて應ずることなかりしと云ふ。」（未完）



限界効用學說の妥當性の限界

教授 武田 鼎 一

壘國學派の限界効用學說は全然死滅して、今は唯その形骸を、限界効果均等の法則に於て残すのみと言ふ、解釋は許さるべきものであらうか。限界効用學說はその最も發達したる理論體系を壘國學派に於て見出すものであるだけに、壘太利に於ての斯學派の衰亡は一般に限界効用學說の死滅を思はしめ、從つて前述の如き誤れる考をさへ抱くものが現はれたのは、是亦己むを得ざる興亡隆頽の姿を反映したるものであると云ふべきか。併しながら私の考ふる所によれば、壘國限界効用學派はその學派内の二對立者たるウィザーとベーム・バウワークの論争の調和に失敗したるために、換言すれば二代表者の主張を綜合してそれを超越する所の發展階段への進行が不成功に終つたために、今日の悲運に陥つたものであるけれども、壘國學派の限界効用學說は今もなほ完全に成立し得るものであることを私は斷言する。かく言はゞ平均價值説の創設者たる私は自からの平均價值説を非認するものであると考ふる人が現はれるかも知れない。併しながら平均價值説は決して非認さることなく益々その眞理たることが認識さるゝものと信ずる。かく言ふことが又或は逆説的なりとして非難さるゝかも知れない。けれどもかゝる非難を加ふる人は價

値問題に於ける時間性を失念したるものであると云ふことが出来る。時間とは四次元の世界に於けるものであつて立體を超越するものであるが故に往々にして人の注意の外に捨て去らるゝ場合がある。時間性 (Zeitlichkeit) を取り入れて私は茲にウィザーとベーム・バウワークと而して更に溯つてゴッセンとメンガーの限界理論を吟味し、更にゼボンスを招き入れてその各々の立場に於ての異なる主張がすべて完全に成立しながら、然も全體としては成立し得ない所以を明かにして讀者の参考に供したい。讀者はそれによつて平均價值理論が如何に時間性について深甚の考察を行へるかを諒解せらるゝと信ずる。

壘國限界効用學派の鼻祖カール・メンガーが目的とした所は、總量によつて充足さるゝ慾望の對象の (總量を形成する) 部分單位量の價值の大きさを規定する法則の發見で在つた。彼はその主著 (Carl Megeir: "Grundsätze der Volkswirtschaftslehre," s. 102 — 103 & 127) に於て部分單位量の價值は限界効用によつて定めらるゝことを明かにした。併しながら彼は部分單位量の價值と總量の價值との關係には一言も及ばなかつたのであつた。次いでそれを繼承し發展せしめたウィザーとベーム・バウワークの兩人に到つて始めて部分單位量と總量との價值の大きさの關係についての考察が行はれ、遂に一大論争が展開されたことは人のよく知る所である。

ウィザー曰はく總量の價值は部分單位量の逐次的評價の最終位のものに部分單位数を乘じたるものであると (F. Wiesner: "Theorie der gesellschaftlichen Wirtschaft," s. 70 und "Der nützliche Wert," s. 23 24) 然るにベーム・バウワークはウィザーに反對して、總量の價值は部分單

位量の價値の最終のものを部分單位數だけ合計したものでなく、各單位のそれぞれの價値の合計であると主張した (Böhm-Bawerk: "Kapital und Kapitalzins," s. 191)。茲に兩者の對戦が始まつたのであつた。この兩者の何れが正しく何れが誤りであるかの判斷はその當時の學者にとつては不可能であつたが常識的輿論的にはウイザーの敗亡であつた。本論文の冒頭に於て述べた如く時間性を忘れたる人々にはウイザーの主張は誤つたものと映じたのは無理もない事柄である。併しながらベーム・バウワークも亦自からの時間性を忘れて居たことに氣付かざるは奇妙と云はなければならぬ。

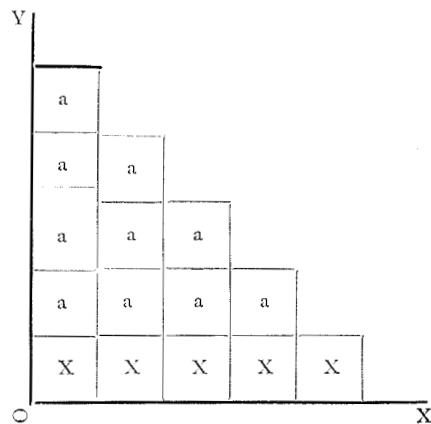
ウイザーの理論はゴッセンの理論に負ふ所多く、その限界効用の積算法も亦ゴッセンの理論によつて居るものである。ゴッセンは同一の享樂を繼續的に行ふ場合は享樂を感得する程度が遞減すると教へた (H. H. Gossen: "Entwicklung der Gesetze des menschlichen Verkehrs und daraus fließenden Regeln für menschliches Handeln," s. 4—5)。これを理解しやすく例示するならば同一の活動寫眞を數回繰返して見る時は段々興味が減退する如きである。又彼は同一の享樂手段の部分單位量が遞増する時は各増加毎の單位量の價値は遞減することを主張した (a. O. S. 31)。先づ此の二つの場合の前の場合について時間性を考へるに、例へば五回だけ同一の活動寫眞を繰返し見たとし、その最終回即ち第五回目の觀賞の場合に於ける自己の評價の態度をそのまゝにして、以前の四回の觀賞の場合を振り返つて考察するならば、以前の四回の觀賞の毎回の觀賞は、最終回の觀賞と同一程度の享樂として考へられるを以て、假りに一週間に一回づゝ見たとすれば、五週間なる全時間に於ける

享樂の總量は最終回の享樂量の五倍であると云ふことが出來よう。最終回に於ける自己の評價態度を以て振り返ると云ふことが不可缺の要件であると共に、毎回の時間とその合計を考へると云ふことも亦同様に不可缺の要件である。

次に第二の場合を考へて見る。それは種類は同一であるが部分としての對象そのものは異なる場合であつて、これは更に二つに分類することが出来る。その一は各部分對象が文字通り消費さるゝ場合であり、他の一は各部分對象が享樂さるゝのみにて文字通り消費されない場合である。併しこの二つは與へられたる同一時間に於ける對象に關するものとしては言ふまでもなく同様に取扱はれ得る。此の二つの場合に於ても第一の場合と同様に最終部分單位量を供用した場合の評價の態度そのまゝで振り返つて見る時は、最終位以前の供用部分單位量の價値も亦最終位のそれと同大であるが故に全時間内の全享樂効用の大さは最終の享樂の大さの單位式だけの倍數である。ウイザーの云ふ所は之れと同様であつて限界効用の大さの決定さるゝ時と同じ態度を保つて、換言すれば限界に立つ態度を以て限界以前を眺むる時は限界以前の効用の大さは限界効用の大さと同大に考へらるゝものである。従つて逐次的供用の最終階段に立つて既往に供用した各單位を最終階段の態度に於て眺むる時は各單位の主觀的評價は全時間を同一の一定時間とする時は同大の指數を持つものと云ふことが出来る。

即ち例へばそれは次の如く表示される。

逐次供用單位	第一單位	第二單位	第三單位	第四單位	第五單位
逐次評價指數	$x+4a$	$x+3a$	$x+2a$	$x+a$	x
逐次供用時間	第一時間	第二時間	第三時間	第四時間	第五時間
第五時間目の最終位に立てる態度にての各單位の全五時間に於ける評價指數					
	第一單位	第二單位	第三單位	第四單位	第五單位
	x	x	x	x	x



ワイザーの限界効用による價值の積算は前述の如く評價の時間性を限界に於て定立することによつて成立可能である。之れに對立するベーム・パウワークの主張はその時々々の評價をそのまゝ全時間に於て集計するものであつて、限界時間に於ける評價者の態度を以てせるものではない。例へば一週一回づゝ五週間連續して同一活動寫眞を見るとすれば、第一週の最初の觀賞は最大の快樂を齎らし、第二週、第三週、第四週、第五週の順序にその快樂の大きさは遞減する。この五回の觀賞享樂をその各回に於ける大きさに於て計算し、それをそのまゝ集計すれば全五週間に於ける享樂の大きさが出て来る。この集計方法も決して誤りではないが、それは限界時間を忘れて居るものではないからうかベーム・パウワークは時間の連續に於ける各連鎖毎の價值の大きさをそのまゝに集計する方法に於て

成功せるも、限界時間に於ける評價者の態度には少しも考慮を拂つて居ないと云ひ得る。かく各別の時間性に即して考察するならばワイザーの主張もベーム・パウワークの主張も共に誤りではないと云はなければならぬ。

併しながら本來的に限界効用學說が價值學說として成立するや否やは總量に於ける部分單位量の各個の價值を文字通りの消費の行はるゝ以前に於ける豫見的評價によつて定めるには如何にするかと云ふ法則を定立する點に懸つて居るものであつてそれを離れては限界學說の使命は存しないといひ得る。現實に逐時的に文字通りの消費が行はるゝ場合は逐次的に排列されたる各單位時間に於ける各單位量の價值の大きさは異なり得る。従つて逐次的供用の最終單位時間に於ける態度にて振り返つて各單位量をその時間々々に於て再應の評價をなすことは評價の改訂であつて評價そのものではない。此點に於てワイザーの主張は現實の逐次的消費の場合としては評價理論であるとは云ひ得ない。併しそれと同様に逐次的排列の各時間單位に於て享樂されたる價值を全時間に於て集計して全時間價值量を算出することは最終單位時間に於ける評價者の限界的態度を無視すると云ひ得る。かくてワイザーとベーム・パウワークとの兩主張は消費實現の後に於ける反省的評價としては共に缺點を有するものである。従つて本段の初めに述べたる如く、享樂實現後の問題としてこの兩主張を取扱はずして、享樂以前の豫見的評價の問題として取扱ふべきものと考へる。實に評價は豫見的であつて消費は評價の實現であるが故に價值問題はすべて豫測の事項換言すれば豫算問題であるのである。

或一定の全時間に於て慾望の或一定全量を或財貨の或數個の部分單位

量が構成する或一定總量によつて充足せんとする場合に於てその總量の價值は一にして二ならざるものである。従つてそれについて限界を考へることは出来ない。限界を考へるには、總量の部分單位量各個に對する逐次的評價の方法によるべきものと思はれる。即ち若し慾望の全充足を得んために五單位量から形成される一總量を供用する必要ありとの豫算の下に五單位量の各個を逐次的に充用するとせんか、慾望の強度をのみ考慮に入れるならば各單位量の價值は遞減し飽滿に到つて限界に達する併しこの階段的低減は總量の價值の範圍内に於けるものであつて總量の價值の範圍を出づるものでないことは云はすして明かである。五單位の各一單位を五分間に逐次消費するとの豫算の下に於ては五單位は二十五分間なる全時間に於ける總量としての評價對象である。従つて五單位中最初の五分間の消費對象として最初に選出されるものは第一單位として最大の豫算價值指數が與へられ、第二、第三、第四、第五と順次に遞減せる豫算價值指數が與へられるけれどもその總計は二十五分間に全五單位が同時的に共同して貢獻する全奉仕指數と同一であると豫算されることは言ふまでもない事柄である。此の兩種の豫算即ち總量それ自體の豫算と部分單位量の逐時的豫算とは時間的に相異なる取扱を受くるものである。詳言すれば總量の豫算は二十五分間に於ける貢獻に關するものであり、各部分單位量のそれは五分間と云ふ部分單位時間に於ける逐次的貢獻に關するものである。

上述の場合に於て若し人々が最終五分時に於ける状態の主觀的判斷作用を以て、換言すれば階段的に考察して最終階段に立つものとして、各五單位を豫測するならば、茲にもウイザーの法則は妥當して、各五分時

の各單位の價值の豫算指數は限界指數と同數であり、従つて二十五分間のその各々の合計は限界の單位數だけの倍數であることになる。そこで最終階段に立つものとしての態度を執ることが正しきか、正しからざるかと云ふ問題を解決せずしては、ウイザーの法則を是なりとも非なりとも云ふ事は出来ない。私は理論的假定としては決して誤りでないと考へる。けれどもそれが實際の價值豫算の事實と合致しないと云ふことは明白に斷言し得る。即ち實證し得ないものと考へる。如何となれば各單位の價值は消費によつて實現するを以て階段的なる豫算指數がそのまゝ逐時の消費によつて實現するとすれば、それ等の總計はウイザーの云ふ如き限界の倍數ではなく、ベーム・バウワークの云ふ如き累計でなければならぬから。

右に關聯して人人はスタンレー・ゼボンスを招き入れて彼の無差別或は無關心の法則 (Law of Indifference) を考察して、それとウイザーの法則とを比較研究するの必要を認めると思はれる。既述せる如くウイザーは最終階段の評價態度を以てすべての各單位を平面的に評價し、その各は同一の指數を與へらるべきであるとし、従つて總量の指數は限界指數の倍數であるとするのであるが、ゼボンスの評價態度は之れと同様であつて「同一時處に於ては同種財貨の同一單位量に對して二つの價格は存し得ない」と云ふ意味を述べて居る。(Stanley Jevons: Theory of Political Economy, p. 91)。この理論は勿論時間を大なるものと、その分割による小なるものとに區別したるものでなく、唯同一時間内に於てとして立論したるものであるからかかる立場からする時は各單位量は選一的にのみ同價值であると云ふことが出来る。併しこの考察を今少しく

複雑なるものとして、全時間と部分時間に分けて考へる時は單に選一的であるとして打捨て置く可きではない。例へば前例に従つて考察するに各一單位量が五分間の一消費對象として豫算さるゝ時は、五單位のすべてが消費さるゝに非ずして、その内の一單位のみが消費さるゝが故に同時交替的に即ち選一的に各一單位は同一指數が附與せられる。この事は正しい。併し茲では慾望者は二十五分間に五單位を消費せんとして居るのであるから右の如き選一的評價は妥當しない。けれども慾望者の眼には各一單位量は共同して二十五分間に一定目的の達成に貢献せんとするものとして而して各一單位は同一の貢献部分を持つものとして映する従つて各部分單位量の分擔貢献度は同一であると云ひ得る。この同一貢献度はゼボンスの云ふ如き階段的増加の最終部分 (last increment) のそれであらうか。即ちウイザーの云ふ如き限界効用の大さであらうか。

同時交替的或は選一的に各單位量が同價值であると云ふは唯、一單位量を充用する場合に多數の單位量が存在し、その中から一單位量を選出せんと企圖する場合に云ひ得る事柄であつて、多數單位を逐時的に充用して慾望を充足せんがために多數單位を同時に獲得する際に於ける各單位の價值については云ひ得ない事柄である。換言すれば總量によつて充足さるゝ全慾望の各部分を充足せんとする多數部分單位量の個々について云ひ得ない事柄である。従つて限界價值——總量を構成する部分單位量の價值の一種——は選一的或は同時交替的性質を有するものと云ひ得ない。然る時は若しウイザーの立場に於て見る時は限界價值は全時間的計算に於て積算さるべきものであると云はなければならぬ。

此所に到つて人々は時間的立場に於ける總量の價值と、全時間的立場

合に於ける各部分單位量の價值と、而して各部分時間的立場に於ける各部分單位量の價值の三者の關係を考察する必要の生ぜる事を知るであらう。そこに平均價值論の果すべき使命が存するのである。

繼つて茲に限界効果均等の法則について考察しよう。この法則は限界効用學說即ち効用のみを取扱ふ所のものとなり、効用の享受には必ず費用を伴ふものであるから、効用と費用の比較考察を必要とすとの見地から樹立されたものである。併し費用は費さるゝ効用であるが逐時的効用の費消は必然に費用遞増法則の存在を指示せしめる。遞減する効用と遞増する費用との交點、そこは費用支出の極限であつて、かゝる効用と費用との比較計算に於ては人人が効用の餘剰を求むるを原則として確認する限り、極限までの狀態に達することはなくして、何等かの餘剰効用を持つまゝで費用支出を中止することは明かである。従つて支出と收得の現象するあらゆる經濟各部門に於て各種の部分收支の餘剰が均等なる如く排列することは云ふまでもなく全効果を大ならしむるものである。而してかゝる計慮は單に逐時的に單位量數を増加する場合の限界を定むるに役立つのみであつて、限界以内の租得され、生産される各部分單位の各個の價值を全時間に於て同時に如何様に評定するかの問題に答ふるものではない。

限界均等の法則によつて獲得限界が示され、その限界内のものだけを獲得するとして、そこに獲得さるべき多數部分單位量のすべてを全時間に於て平面的に評價する場合は如何なる指數が各部門單位に與へらるゝかについては、この法則は何物をも吾人に教ゆるものではない。此法則が單に獲得、従つて支費の限界を教ゆるものであるも、總量によつて充

足さるゝ部分單位量の全時間に於ける同時的部分價值を示すものではないことは次の數學式が明示する通りである。

第四單位	7	7	0	——第四單位は獲得されない。
第三單位	8	6	2	
第二單位	9	5	4	
第一單位	10	4	6	
効用	効用	効用	効用	
費用	費用	費用	費用	
餘剩	餘剩	餘剩	餘剩	

この三單位が獲得されるも、此所に示されたる効用指數は逐時的のものであつて全時間に於ける同時的部分指數ではない。

限界効用學派の人人は常に一單位毎の逐時的評價を問題として取扱ふも數單位の同時的評價については常に口を緘して語らない。併しながら多數單位量の集計量によつてのみ或一慾望の全部が充足さるゝ場合に總量と部分單位量の各の價値の關係を顧ずして可なるものであらうか。生産に於ても、獲得に於ても、或與へられたる時間に數單位を取扱ふことは常に起る事物である。又販賣購買に於ても數單位が部分量として取扱はれる。自説にのみ都合よき假設的事例を以て理論を實證し得たりとするも、それは自からを欺くものであつて、眞理を語るものではない。理論は現實の經濟事象を十全に解明し得るものであるべくして決して假設的事例を闡明して能事了れりとするとは出来ない。經濟理論は社會の事實から離れて成立すべきものではない。須らく社會の事實に基いて成立しなければならぬ。又事實の半面のみを見て全面を見ざるものは完全なる認識を缺ぐものである。

限界効用學説は各部分時間的立場に於ける各部分單位量の價值（と費用）を取扱ふ場合にのみ妥當性を立證し得るも全時間的立場に於ける

總量の價值（と費用）と全時間的立場に於ける單位量の價值（と費用）との關係に關してはその妥當性を立證し得ない。而して部分單位量とその價值（と費用）とは總量とその價值（と費用）との關係に於てのみ意義を有するものであつて總量を考へざる單位量は孤立存在量であつて逐時的階段的評價の對象であり得ない。従つて結論として次のことが云ひ得る。全時間に於ける總量を構成する各部分單位量の全慾望充足への貢獻分擔は均等であつて、而して同時に逐時的充用に於ては各部分單位量の各部分慾望への貢獻の程度は慾望の強度を標準とする限り逐時的に遞減するけれども、兩者の合計は遂に總量のそれ自體の貢獻度に歸一する即ち平均價值説が常に眞であつて限界効用説は常に眞でない。

昭和六・一〇・一八



人口問題と人文地理學

人口地理學と

經濟地理學における社會的諸關係としての人口關係

助教授 中村良之助

私は人口問題の内容と人口地理學の意義に就いて前號に略述したが次
に是等の研究諸項目が又其一部は經濟地理學に於ける社會的諸關係(註)
の内の人口關係として研究される事従つて「人口問題」の研究に關して
經濟地理學が參與してゐる事を述べて、此人口問題が一層に人文地理學
に研究の可能なる分域に存する事を止揚しやうと思ふのである。

註 本年度稿案第一冊四八頁參照

I 人口の増加と文化の發達

人口は集團をなして生活をするものであるから人口なり其組成員間の
接觸なりを無視して又「文化」なる概念の構成は無意義であらう。

しかのみならず文化と人口とは併立する過程にあり此兩者の發達には類
縁並に因果の關係が存する。

註 此項に關しては高田博士著社會學概論「文化と人口」の項參照

一般に文化の發達を考ふる場合に其有力なる事由は分業で其原因の如
何を問はず分業は文化發達の手段として介在してゐる。勿論分業其もの

が文化内容の生産力を大ならしめるが愈々其分業による生産力を藉つて
文化内容を現實に増加せしめるものは「力の慾望」優越の慾望と他は
分業に伴なふ一種の自律的傾向なのである。そして前者の活動には一定
の社會的事實即階級の組織を必要とするが故に結局文化の發達を促す直
接的事由は分業と階級と言ふ事になるのである。處が此二者は人口の増
加と相俟つて成立しそれに従つて發達するものなのであるから人口の増
加は文化の發達の原因と考へるのである。

過去の歴史は階級制度による文化の助長せられた事例を示してゐるが
又時にはかへつて階級制度の存在「階級間の懸隔が甚しい時、或は封鎖
的性質を有する場合が文化を停滯の状態にあらしめた事もあり得るから
此階級制度の存否が直ちに文化の發達の必須要件といふ事を意味せない
であらう。けれども階級關係の成立は「力の慾望」に判然たる方向(一は
地位の誇示、二は上昇作用)を與へ此標的を認むる事によつて更に強力に
階級は激成せられるので、ここに階級の形態と文化の發達とは密接なる
關係を有するのである。近世代の人口の急激なる増加は諸社會の間に争
鬭的關係を生ぜしめ、其結果大にしては征服、被征服の國家が成立し此
階級關係が著しくなりつゝあるのである。

註 此項に關してはオツペンハイマーの國家論第二章、第三章參照。

此階級の事實は又人口増加に伴ふ「眞實なる」生存競争の「烈しさ」に
も依るのである。即人口密度の増加は一方に人口の接觸範圍を大ならし
める事によつて優越の欲求を強化すると共に他方に現存の人にと其生活
資料との均合の支持を困難且不安ならしめるのである。此場合に各人は
其持前の仕事を強大擴充せしめんとし此意圖が文化内容の創造、増加に

作用するのである。(尤も然らざる場合もあり得る)。換言すれば個人、國家或は其他の周囲の生存競争の激烈に伴ふ分業等の激成でありそれは同時に階級の激成を意味するものである。

次に分業の發達は「力の節約」換言すれば生産力の増加(廣義の)を意味するものでこれが爲には文化内容の創造に向はしめる力の欲望が原動力となるのであるが、これと共に分業の發達に伴ふて各専門部分に於ける手段的意義(部分的意義)が漸次固定して恰もそれ自身が目的的意義(獨立的)を有するかに考へられ所謂文化への意志の自己活動(自律的傾向)自主的傾向)が明確に發現するに至るのである。

今日世界經濟圏の成立の爲めの各地域と各民族(國民でも)間の分業の狀態を見るのに所謂小數民族は其分業體系中に於ける地位(手段的意義)は極めて貧弱であり分業發達に伴ふ自律的傾向の總果は分業全果に對して小ならざるを得ない事情にある。従つて文化への意志が假令熾烈であつても結局、現實の問題としてそれが非常なる特殊性を有せない限り世界經濟に對する手段的意義は勿論自律的傾向も他の爲めに約制せられざるを得ないのである。同時に大民族であつても世界分業に參割する手段的意義の分別が薄い場合には又自主的傾向もこれに伴ふて稀薄であると見做さねばならないのである。

とまれ此種の問題の考察には人口と共に人種或は民族の性情をも比較考慮せられねばならぬであらう事を附言せねばならない。支那、印度の大人口と其地方、バルカン乃至近東の小數民族の問題、植民地と母國の政治的經濟的問題實は人口問題の觀察には人口従つて、分業、階級更に此自律的傾向は重大なるものゝ一である。私は經濟地理學研究に際し

て政治的關係として世界の強國並に世界の現情註に關して研究する所あつたが此章節は又此處に述ぶる意味に於いてそれは更に「國家群の分業と國家間の階級」として再吟味されてより完全とならう。

註 本年度稿案第一冊九四頁以下

餘談に入つたが兎に角人口と文化とが緊密なる關係にあるが更に斯學は人口關係に就いて他の事柄を取扱はねばならないであらう。それは各國各地域の人口の部分的考察をなす以上に世界の人口に關して其増加減少が全世界に齎らす影響と意義についてである。

人口の増加に伴ひ分業や階級或は一種の自律的傾向が生じこれに依つて文化の發達が促されると雖も其根本的具體的現實の問題は全世界の土地と人口とに懸り、此割合に依つて人口の増加なり減少なりが決定せられ其理由が明瞭となるので、故にそれは畢竟、人口と土地の問題又は食料產業の問題であらう。勿論文化なるものが此土地と人口との間にあつて在來の配分率を變化せしめるもの、或は生活資料の「無機性置換」の創造發見、があるものではあるが。

此處に於いて分業なり階級なりが、對人的社會的關係によつてのみ決せられなくて、土地の自然的關係によつて發生するもので、人口と文化の研究は又平野、草原、森林、山地等の土地そのものの性情を知り、人口問題は此土地利用の合理化が論究せられなければならぬであらう。經濟地理學に於ける人口問題即人口關係は此點に心を置かるべきものである。

II 人口の意義及關係

人口なる文字には二様の觀念が含まれてゐる。

「第四四頁(續)」

ハイデッガーの カント解釋 (五)

講師 菅 守 常

— 認識の有限性の本質 (つぎ) —

認識の有限性は今までは、うけとるといふ仕方に於ける、そしてそれが規定せられることによつてその内容のあきらかになる直観、即ち *denkende Anschauung* として特徴づけられて來た。このやうな仕方による有限性の顯明は、人間の認識の仕方がうちに含んでゐる構造をめぐめて行はれて來たのである。然しながら、形而上學の基礎づけの問題提出方法に對して有限性のもつ基礎的な意味を考へるとき、私たちは他のいま一つの側面より有限なる認識の本質を照らし出して見なければならぬのである。即ち有限なる認識に於いて認識されうるのはいかなるものであるかといふ見地。

有限なる認識はうけとるといふ仕方に於ける直観によらなければならぬのであるならば、認識せられ得るものはまづ自づからを自分から示めてゐなければならぬ。それ故に、有限なる認識の顯はし得るものは本質的に自づからを示めてゐるもの、即ちあらはれてゐるもの、現象である。現象といふ名目は、有限なる認識の對象としてあるものをい

ひあらはしてゐるのである。より嚴密に云へば、たゞ有限なる認識にとつてのみ一般に對象ともいはるべきものがあるのである。有限なる認識のみが、既にあるところのものに引きわたされてゐるその支配のもとにあるのである。無限なる認識に對しては、この認識に先だつてすでにあるものとして、この認識がそれにのり、と、(則) るのが當然であるやうないかなるものも(この認識に對して) 而して(對して) ある(たつ) といふことはないのである。則る(依準する) などといふことはすでにそれにたよる(依る) ことでありそれ故に有限なることを意味してゐるのである。無限なる認識とは、あるものそのものを、はじめて、あらしめる(發現せしむる *entstehen lassen*) 直観の仕方である。絶對的な認識ははじめてあらしめるといふ仕方に於いて、自づからに、あるものを顯らはすのである。即ち、あるものをいつもただ、それがはじめてあらしめられるといふ仕方に於いて、あるものとなるものとしてのみ、即ちすでにあるといふことなきものとして *Entstand* (註一) 顯らはにするのである。あるものは、絶對的直観にとつて顯らはなるものとしてあるかぎり、それは、まさしくそれがあるものになるといふ仕方のうちにあるのである (*insichem Zum-Sein-Kommen*)。それは、あるものたることを自づからに於いてもつてゐるもの、即ち自待のもの、*das Seenge* *an sich* (註二) としてのものである、故にまた、對してあるもの即ち對象 *Gegenstand* としてのものではないのである。それ故に無限なる認識の本質は嚴格に考ふれば、次の如く云ひあらはすにしてもなほその當を失してゐるのである「無限なる直観の仕方は、直観することによりて『對象』をあらしめる」と、

(註一) Entstand は stand を離れたことを意味する、あるものは、あるかぎり stand をもつものである。はじめてあるものは、未だ stand をもたぬものでなければならぬ。あるものになる、ことがはじめてあることである勿論このなるはいかなる漢字をもつてあらはしてもいけない、である *entstehen* *entstand* を發生と譯し發生せるものと譯しても一應はわかるにしもなほその純粹さを保ち得ないと思はれる *gegen stand* を對象と譯せばこれは離象と譯してはどうであらうが、そして *Ercheinung* が現象であるならば離象(現の三つはいかなる聯關に立ち得るか、そしてなほ一層重要なことは象(かたち)といふこの三つに共通はる文字の意味である。直觀の有限性を基礎に置くとき、あまりにも整然とこれ等が一つの原理につらぬかれてゐること見出さずにはゐられない、象を離れたものは有限なる直觀のかゝはるところではない、これのかゝはるものは象を示めしてゐるものの現象でなければならず、現象としてはそれは、有限なる直觀にあらはれる向ふ對するものとして何等かも(規定されてゐないとしても)對象とならずにはゐない、しからばこの象と表象の象とはいかなる關係をもつか、直觀も思惟も表象(その仕方)はことなるとしても)としてその表はすといふことの性質はいづくに基くのであるか、象のかたちとかた、(role)との聯關はいかに考へられるべきであるか、私たちは基礎的存在論の根本的なものにぶつゝからずにはゐられないのである。

(註二) *ding an sich* *daseiende an sich* 前者は物自體(自立せる物など)譯される、自體といふ言葉が一等わかりよい言葉であるが、わかりよいだけに一層理解され難い、恐らくカントのこの考へ方に對する非難の大部分はこの言葉につまづいた結果だと云へないこともなからうと私は思つてゐる。私は中觀論に見出す因待といふ例にならつて「自待のもの」といふ言葉を用ひて見たい絶對といふ言葉も、對を絶するといふ本來の意味に於いては、また絶待(ま

つところなき)といふべきである。この意味は中觀論に於ける自性といふ言葉にあたる、私は自性に於けるものとしやうかと考へたのであるが性といふ文字のもつ種々なるニュアンスと傳統を顧慮して躊躇させられたのである。なほ中觀論の問題提出方法も有限性といふ觀點に於いて今一度 *aus arbeiten* せらるゝであらうことを期待し得ると考へるのも私の妄想に止まるであらうか。

あらはれてゐるもの「現象に於ける」ものも、自待のものとしてのものと、同一のものである。否あるものはたこのもののみである。これのみがひとりあるものとして——有限なる認識に對してのみではあるが——對象となり得るのである。それは、有限なる認識のこなし得る、うけとり方及び規定の仕方並びにこの仕方の程度に應じて對象といふ性格をとるとき自づからを顯はすのである。

カントは現象といふ表現を廣狹二義に於いて使つてゐる。廣い意味に於ける現象(*phenomena*)とは、うけとりこれを規定する直觀としての有限なる認識の仕方が顯はすところのもの(即ち *Noemata* と區別せられたる意味に於ける對象)であり、今一つの狭い意味に於ける現象とは、廣い意味で現象のうちに於いて、思惟(規定)をはなれたところの即ち有限なる直觀にもちまへの干與に應じてゐる部分、即ち、經驗的直觀に内容をつくる部分である。『カントは云ふ「經驗的直觀の無規定なる對象を現象といふ」A 20 B 34. あらはれる(我々に)とは、「經驗的直觀の客觀である A 83 B 121 こと」を意味する。

現象は單なる假象ではない、否あるものそのものである。このあるものは、自待のもの以外の何ものかでない、否まさしくこの同じ一つのもの

である。あるものそのものは「自待のものとして」、即ち「すでにあるといふことなきものとして」離象とみとめらるることなくしても、顯らはされ得るのである。

現象及び「自待のもの」としてのあるものの二重の特性は、それが、有限なる直観及び無限なる直観に關係し得る二様の仕方に對應してゐるのである。即ち離象に於けるものと對象としてのものかである。

純粹理性批判に於いて、人間の有限性が形而上學の基礎づけに對する問題基礎であるかぎり「批判」は有限なる認識と無限なる認識のこの區別に特別の重點を置かなければならない。それ故にカントは純粹理性の批判について云つてゐる。「この批判は客觀を二重の意味に解すること

註 B XVII
正確に考へて見るとこ

の場合、客觀 Object といふ言葉でもつて云ひあらはすことは許るされないであらう。何故ならば、絶對的な認識に對してはいかなる客觀たり得るもの即ち對象も存せぬからである。遺稿に於いてカントは自待のものは、現象以外の他のいかなるものでもない。即「物自體及び現象に於ける物といふ概念の區別は客觀的ではなくして單に主觀的である。物自體は異なる他の客觀ではなくしてむしろ、同一の客觀に對する表象の異なる（或る他の）關係である。」

有限なる認識と無限なる認識との區別にその基礎をもつところの「現象」及び「物自體」といふ概念のかくの如き解釋よりしていままた、「現象の背後に」並びに「單なる現象」といふ表現がいかなる意味をもつかといふことが明らかにさるべきである。この「背後に」hinter とは有限なる認識そのものにとつても、なほ、物自體が對して立つ、しかも

その仕方は、有限なる認識はこれを「完全」にはとらえるものではないが、なほこれをとらえんとつとめ、そして時たまには直接的にはないにしてもなほこれがみとめらるるやうになる、といったやうな仕方では對して立つといふことを意味してゐるのではない。「現象の背後」とはむしろ次のことを云ひあらはしてゐる。有限なる認識は、有限なるそれの特性に應じて必然的に（認識としてあらはにすると）同時にまた蔽ひかくす、しかもなによりも先づ「物自體」が決して、不完全に認識せらるるどころではなくむしろ一般に本質的に物自體としては（離象としては、現象たらざる限りは）認識し得ないやうに蔽ひかくすのである。「現象の背後に」あるものは現象と同じものである。しかしながら現象はこのものをただ、對してある象として、即ち對象としての性格に於いてあらはすものであるから、對してあらざる象、即ち離象としては、原理上あらはし得る筈はあり得ないのである。「批判にしたがえば、現象に於ける凡ゆるものはそれ自身なほまた現象である」カント Über eine Entdeckung.

それ故にひとが物自體の認識の不可能性を實證論的な批判によつて證明せなければならぬと信するならば、それは、物自體といふ表現が何を意味するかを正しく解してゐることに基くのである。かかる證明の試みは、あたかも物自體が、一般に有限なる認識の範圍内に於いて對象と考へられてゐるやうなものであるかの如くに想定してゐるのである。このやうな想定的事實上の不可能性を證明され得るしまたされなければならぬ當のものであらう。

註 カントの考へ方の一例として次の一節を引用して置く。

「さて上述したところから理體の概念が發現するけれども、それは決して積極的ではない。或るものゝ定まつた認識ではなくしてたゞ或もの一般の思维に於いては感性的直觀のいづれの形式をも思考の外へ置くのである。然し理體があらゆる事體と區別せられるところの眞の對象を意味するためには、私が私の思考を感性的直觀のあらゆる制約から解放するといふだけでは足りない、私はなほその上にかくの如き對象が、それに於て與えられ得るところの——感性的ならざる他種の——直觀を想定する理由をもたねばならぬ。然らざれば私の思考は矛盾をふくまぬけれども空虚だからである。感性的直觀が唯一の可能的直觀一般であることは我々のさきに證明しえなかつたところである、證明し得たのは、それが單に我々にとつて、唯一の可能的直觀であるといふだけであつた。然しまた、なほ他種の直觀が可能的であるといふことも我々は證明することができなかつた。かくして、我々の思维はかの感性的を離脱することは出来るとは云へ、しかも依然として問題は残る——然るときにはそれは概念の單なる形式ではないであらうか、そして此の脱離によつてもなほ客觀が残存するであらうか？私が現象一般をそれに關係せしむところの客觀は超越論的對象である、換言すれば或もの一般の全く未限定なる思考である。これは理體といはれることはできぬ。何となれば私はこのものがそれ自身何であるかを知らぬ、そして感性的直觀一般の對象——即ちあらゆる現象に對して一樣であるところの——といふよりその如何なる概念をも有たぬからである」一版二五三

これに照應して「單なる現象」といふ表現に於ける「單なる」といふ意味は、ものゝ現實性の弱はめ、或ひは低下を意味するのではなくして、むしろ單に、あるものが人間の認識にはいるかぎりそれがかぎりないものとしてはいふことの出来ないといふ否定をあらはしてゐるにすぎないのである。「感能界に於いては私たちはその對象の最も深遠なる探求にいたるまでも、私たちの關係するのは現象以外の何ものでもないの

ある」A 44 B 63

現象と物自體との區別の本質はついで特に明瞭に『私たちの外に』A 373といふ表現の二重の意味に於いて明かになる。この兩つのいづれの意味に於いてもあるもの自身を意味してゐる。それが物自體としては、私たちが有限なるものとして、この物自體に屬する仕方であるところの無限なる直觀から除外されてゐる（即ち私たちはその中にないそれは私たちの外にある）それが現象を意味する場には、それは、私たち自身このもの自身ではないけれどももしかまなほこれにひとつの通路を有してゐるかぎり（私たちにあらはれるかぎり）、私たちの外にあるのである。

そのうちに於いて認識せらるる所の異なる性格を觀點に置くところの有限なる認識及び無限なる認識の區別を明かならしむる解明はさて同時に逆になた。批判にとつて根本的な、現象と物自體といふ概念は、一般にただ人間なる存在の有限性を問ふことを即ちかかる問題提出方法を明瞭に基礎におく場合にのみ、會得し得らるるものとなり得、また一歩つき進んで問題たらしむることが出来るといふことをあらはしてゐるのである。そして決して、その有限性に全然無關心に問題提出方法の端緒たらしめられた認識の内部に相前後して擴張られた二つの對象の層があるのではないのである。

人間の認識の有限性特性づけをまつて、形而上學の基礎づけがその内へと入り込みその範圍内に於いて活動する次元の本質的なものがみとめ得らるるやうになつたのである。同時にまた、存在論の内的可能性の源への廻行が進むべき方向が、一層はつきりと教へ示めさるるやうになつたのである。（未完）

科學としての行政學の 父ユステイについて

講師 宇治伊之助

- 一 序 説
- 二 彼の小傳
- 三 彼の時代
- 四 彼の著作
- 五 彼の思想

——就中國家觀——

行政學 Verwaltungswissenschaft は日本に於いては未だ幼ない學問である。従つて斯學の講座の設けられて居るのは、今日のところ東京と京都との兩大學のみである。亦、斯學に關する文献も極めて少ない。さうした事情から貧弱ながらも之れがその文献の一つとなり得ば幸甚である。

一

行政學なる名稱を冠した文献の最初に世に現はれたのは、先づ獨逸に於いて之れを見る。即ち、獨逸に於いては、第十七世紀の半頃、幸福促進主義的警察國の基礎の上に、理論的原理に實際的運用を加味したる形態で、始めて行政學が創出せらるゝに至つたのである。其最初の代表的學者は Ludwig Veit von Seckendorf であつた。しかし、此は未だ行政の任務を全方面から考察したのでもなければ、亦其原理を系統的に整頓

したのでもなかつた。つゞいて次の時代に Becker, V. Homick, Schröder 等の重商主義的見解を有する學者が輩出したが、此等の學者は皆行政の經濟的方面を對象とすることに依つて行政學を完成しやうと努めたものであつた。ところが行政學の發達の上には、更らに通常哲學的官府主義と呼べるゝ第二の方面があつた。その主なる代表者は、例へば Putendorf Leibniz, Thomasius 及び Christian Wolff 等であつた。此等の學者は、英吉利及び和蘭の思想家の影響をうけて幸福促進主義的福利國の理想に一層深遠なる哲學的根據を與へやうと試み、かくて哲學と行政學との間に特色の有る連結を附するに至つたのである。此方面の發達を完成したものは、實に第十八世紀の半頃に現はれたる Justi の著書であつた。即ち、かの初期の國家行政に關する學者は哲學的習鍊を缺いて居たが故に其理論に深湛の批判が乏しく、之れに反し、Wolff 及びその他の福利國主義の哲學者にありては其理論に深遠でも其考察は本來の行政よりは道徳理論を主としたといふ嫌ひがあつたが、Justi に至つて彼以前の行政學が初めて體系を與へられ且つ整頓せられたといつてよからう。そして彼の著書は其時代並びに其後の學徒に非常に利用せられ、其見解並びに方法は第十九世紀に至つても尙決定的標準をなす勢力を有し、或意味では Robert von Mohl さへも其著警察學に於いて彼の系統を追ふ者であるとして示さるゝことができる。かやうな大效績を残したる氏の著書も後には久しく忘却、否、實に輕視の中に其光りを失はざるを得なかつたが、この忘却と輕視の中から彼を發見し、そして彼を科學としての行政學の父——前期行政學の鼻祖——の地位に置いたのは、實に Lorenz von Stein 其の人であつた。

二

Johann Heinrich Gottlob von Justi は一七一七年——或説は一七〇五年、又一説には一七二〇年——に、ザクセンのザンガーハウゼン區のブルッケンで呱呱の聲をあげた。それは丁度、英の David Hume(1711) 佛の Rousseau (1712) と相前後してのことであつた。そして、一七四一年プロシアの軍役に服し、居ること一年にして一七四二年除隊の後、ウキツテンベルグに於いて法律學及び財政學を學んだ。その間、主としてドレスデン及びザンガーハウゼンに住んで居つた。彼が學者としてまた著作家として社會に知らるゝに至つたのは、一七四七年彼の單子(Monad)に關する論著が、プロシアのアカデミーによつて受賞したことから初まつて居る。そこで一七五〇年には、彼はウキーンの新設の、Theresianum に於ける官府學(Kameralistik)及び雄辯學(Beredsamkeit, Redenkunst)の教授として聘せられた。此教授時代から彼は盛んに著述を發表し出したのである。ところが、更に一七五五年には警視總監(Polizeidirektor)並びに國民經濟學の私講師としてゲツチンゲンに行くことゝなつた。其後、一七六五年彼はフリードリツヒ二世からプロシアの國庫鑛山(fiskalische Bergwerk)の總監督としての資格を以てベルリンに呼びよせられた。然るに居ること僅か三年にして、端なくも官金横領の讒訴によつて罪にとはれ獄に投ぜらるゝことゝなり、不幸にも身の潔白を表明するに先だち、遂に一七七一年七月二十日キュストリンの要塞に於いて一囚人としてその獄裡の露と消えてしまつたのである。彼は在命中は、常に行政學の樹立運動の第一線に奮闘しつゝあつた人であり、また啓蒙運動の辯護者であり、民主權論者であつたが、その最後は、か

くの如く非常に氣の毒なものであつた。しかし、その偉大なる功績は前述の如く一時消えむとして消えなやみつゝ茲に Lorenz von Stein によつて見出され、行政學の父として不朽の名をなすに至つた。

三

彼の時代といへば第十七世紀末から第十八世紀前半に於ける時代である。此第十七世紀は即ち大なる哲學體系の世紀であり、第十八世紀は通常人が啓蒙の世紀(Aufklärungsperiode)と呼ばひ慣らして居るところのものである。そして、大なる哲學體系の世紀は、また大なる法及び國家哲學體系の世紀とも云はれる。過去に於けるあらゆる自然法上の運動は今や體系化せられ統一的なる自然法體系へと發展せしめられた。此方法上統一的な第十七世紀及び第十八世紀の自然法に於いてその内容に關し二つの相異つた方向を區別することが出来るし又區別せざるを得ない。即ち、それは國權を多大に強固ならしめんことに賛同する專制主義的方向と、かくの如き國權の強大に對し多少激しき狐疑を示す自由主義者的方向とである。そして、專制主義的自然法の最も重要な代表者は英國の Thomas Hobbs であつて、その大なる感化影響は Spinoza, Pufendorf, Thomasius Wolff 等に及び、それが獨逸に啓蒙專制主義 Aufgeklärter Despotismus を現出確立せしむるに至つた。ところが、それに對抗する自由主義的方向の代表者は英國の John Lock であつて、恰も獨逸の啓蒙哲學が Hobbes の專制主義に結びついたやうに、Lock の自由主義は佛蘭西の啓蒙哲學と結び、やがて Montesquieu, Rousseau の唱道する自由民權主義を確立せしめたのであつた。他面、當時の經濟上の思想は重商主義 Mercantilism であつて、國民の裕福を問題となし國民の富の

増進を以て國民經濟政策の主義の目標となして居つた。

かうした時代に於いて Justi は Montesquieu の影響を非常にうけた人であつて、彼が Montesquieu と英國の憲法とを特に偏愛したことは此人の見解立場を雄辯に物語るものである。また、彼は嘗ては重商主義者であつたが Montesquieu の影響によつて重農主義 Physiocrat 的思想を抱くやうになつた。

四

そこで、Justi の思想の一斑を知らむと欲せばその著作の内容に之れを求めねばならない。彼は随分多方面に——或は哲學、法律學、政治學、國家學、經濟學、財政學、警察學等——その才能を發揮した人であつて彼はその著作に手をそめてから僅かに十年餘りであつたにも拘らず、實にその著は二十數卷の多きに上つて居る。されば、Roscher の如きは彼を非常に濫作する Book-Maker であるとかへ非難し又往々かく見誤られた位である。

今その數多き各方面の諸著述のうち、その最も有名にして且つ國家學 Staatswissenschaft の體系の上に極めて重要なものとして次のやうなものをあげ得るであらう。

一、警察學原理

——警察の最終の目的に基きたる合理的關係に於ける警察學原理——

(大學の講義用) 初版一七五六、再版一七五九、三版一七八二、

Grundsätze der Polizeiwissenschaft in einem vernünftigen, auf den Endzweck der Polizei gegründeten Zusammenhang, zum Gebrauche akademischer Vorlesungen gefaßt, ebd. 1756, 2. Aufl. 1759; 3. Aufl.

vermehrt von J. Beckmann 1782.

一 財政組織論

——民衆社會の最終の目的から及び國家歳入のすべての財源の性質から合理的に導かれた原理並びに法則に従つて詳細に説明された財政組織論——

初版一七六六

System des Finanzwesens nach vernünftigen, aus dem Endzweck der bürgerlichen Gesellschaft und aus der Natur aller Quellen der Einkünfte des states hergeleiteten Grundsätzen und Regeln ausführlich abgehandelt. Halle 1766.

一、國家の性質並びにその本質

——國家論警察學並びにすべての統治諸學の基礎學としての、從つて又、すべての法の根源として説明されたる國家の性質及び本質論——初版一七六〇

再版一七七一

Die Natur und das Wesen der Staaten als die Grundwissenschaft der Staatskunst, der Polizei und aller Regierungswissenschaften, desgleichen als die Quelle aller Gesetze abgehandelt, Berlin 1760; 2. Aufl. mit Anmerkungen von H. G. Scheidemann, Meitan und Leipzig 1771.

就中最後のものは彼の國家學的立場を最も明かに示され居るものであつて、彼の國家觀を同ふ材料として最良の書ともいふべきものである。

五

Justi の國家觀は、その著「國家の性質並びにその本質」に於いて最も明白に何かが出来ること前述の如し。然かも彼が此國家の性質並

びにその本質を取扱つたといふことは、彼の一般哲學に於ける貢獻よりも遙かに意味深き仕事であつたといはれて居る。——（彼の哲學者としての一面は主として宗教哲學上に志す所があつた。そして宗教と國家、宗教と教育とを結ばうとする點にあつたやうであるが）。

彼の時代には國家學說乃至國家論としては國家契約說が最も盛んに行はれたのであつた。尤も、廣く契約說とは其淵源をローマ時代に求めることが出来る。一番古く契約說を説いた者はエビクル學派であるとせられて居る。しかし、近世に於ける契約說は自然法の思想と聖書 Holy Bible によつて知られたヘブル民族の史實に負ふ所である。ところで契約說の發達は之れを三期に分たねばならない。即ち、第一期は所謂君民統治契約說 *Herrschaftsvertrag* の時代であつて、國家構成の契約は統治者と被統治者とを當事者として行はるゝことを特色とし、第二期は人民社會契約說 *Gesellschaftsvertrag* であつて、國家構成の契約は國民全體相互を當事者として行はるゝにあつた。

彼の時代に於ける流行にして且つ通説なる國家契約說はその第一期のものに屬すといふべく——もし然らずとするもその第二期のものとは大にその趣を異にしたもので——即ち、國家は人類の無秩序を防ぎその安寧のための一個の契約であつて、此目的のために一切個人は一個の全體の意思に自己の權利を委任した。此全體の意思力が即ち國家である。そして、此統治者は人民から永久的效力を有する契約によつて統治權を委任せられたが故に、一個の絶對專制者であつて不可抗なものであるとされたのである。

Justi は此技巧的な契約說を否定し有機的國家論 *organische Staats-*

auffassung を採り、かの專制主義的思想に對する猛烈な攻撃者の一人であつた。そして彼は後に述ぶるが如く熱心な人民主權論者であつた。

一、彼の國家論

彼によれば國家の本質は單なる個人或は家族の集結ではなく、實に一の單一體即ち一の有機的に組織せられた全體に外ならない。即ち、國家はその固有の目的手段並びに特有なる人格を具備せる一の獨立の實體（*Wesen*）である。そして、かの絶對的支配主權に對して國民權 *Volksrecht* を高唱し説き、且つその運動に大いに努めたのであつた。

之れを以て見るに彼の國家本質論は一の法人說である。そして之れを法人說とするならばその法人說は實在說である。然かもその法人說は同時に人民主權說であつた。

されば、彼によれば國家の目的は一として國民の幸福と安寧とに存する。否、必ず存すべしとするのであつて、換言すれば國民の幸福促進主義者の所謂福利國の理想實現を目的とする。そして、今ここに幸福とは自由 *Freiheit* 安寧 *Wohlfahrt* 及び內的強固 *innerlichen Stärke* を意味しその自由とは第一は國際上他の國家から獨立であること、次に一國上人民の自由を指すものである。又その安寧とは內的にも外的にも安全なることを意味し、その內的強固とは人口及び全營養狀態に本づいて居ると説明して居る。

二、彼の政體論

彼は先づ國家の機關として三權分立を認めた。前にも一言した如く、彼は Montesque の影響を非常に多くうけた人であつて従つて、彼の國家機關論乃至政體論は全く Montesque のうけうりだとさへいはれて居

る。彼は獨逸をして Montesque の精神を信ぜしめ、且つその精神に加ふるに英國の憲法を以てせむことを希望し、當時獨逸に於いて流行せる不調和な無秩序な國家集結説を排し、國家を一の調和せる全體と解し、そして國家生活の全領域の關係を認むることに努めた。

彼がかくの如く Montesque と英憲法とを偏愛したことは、とりも直さず彼の國家機關論乃至政體論ひいては國家論の立場を明白に示して居るものであつて、即ち立憲政體を認め、國民の立法に參與することを自明の事と解したのである。そして、その尊敬せる英國流の編制と Montesque の三權分立論をその愛して居る父國に移植しやうと試みたのであつた。

かやうにまで、彼 Justi が國家の支配に對する國民の關與並びにその憲法により國民の保證といふ主要問題の確固として動かすべからざるを信じてやまなかつたことは、一には基本權に對する絶えざる闘争のためであり、他には農民階級の解放のためであつた。此農民の隸屬狀態を助け起すといふことは之れ支配階級の優越權を破るといふことであつて、ひいては人民主權論に歸結せねばならない。蓋し、彼は主權論を論ずるために First とその治下に隸屬する農民との關係をかりてそれを述べたのであつて、要するに農民論は主權論を説述する一の手段にすぎなかつたからである。

さて Justi は國家の政體を分ちて君主政體貴族政體民衆政體混合政體の四種として居る。君主政體 Monarchie とは唯一の統治者の手に全政治が集注せられたる場合であつて、此政體の下に於いてな總ての權力は彼より出づる。貴族政體 Aristokratie とは少數者に政治を委任する場合

であつて、從つて此場合は一般私人としての國民の方多くして統治者たる者は極めて少數に限られて居る。民衆政體 Demokratie とは主權者が政治の責任を人民全體又は人民の大多數に委任する場合であつて、此政體の下に於いては單なる私人としての國民よりも統治者たる國民の方がむしろ多數ある場合である。混合政體 Vermischte Regierungsform とは上掲三政體の各要素を含む一種の政體である。

然らば、右の各政體の得失如何につき彼の説を検するに、彼は彼の主權論が心理的に説明せられて居る如くこの政體の得失につきても亦心理的に説いて居るのである。即ち、凡そ統治者増加すれば共同意思が強くなり、之れに反して統治者減少すれば特別意思が力を得るが故に、共同意思を強からしめむとせば民衆政體に如くものはない。しかし、これ理想であつて、事實上の勢力關係に着目すれば人民増加すれば之れを統制するために政府の力の増加を必要とし、政體の力を増加せむとせば其勢力を集注せねばならぬから統治者の數を少なくせねばならない。茲に於いてか事實關係と理想的要求との間に矛盾が生ずる。故に一般的に之れを決定することは仲々困難なことである。正當なる判斷はその時代と各國情とにつき關係的に論斷せられてはじめて得らるゝのである。しかしとにかく個別的に之れを觀れば各政體ともそれぞれ一長一短であるが、就中貴族政體に於けるが如き國民の少數が同じく國民でありながら他の大部分の國民を支配し隸屬せしめるといふことは不都合なことで最悪なものであるといつて居る。そして、最良の形として彼は曰く、統治者に執行權が屬し國民或はその代表者には立法權が屬して居る政體こそ最もよきものであると力説して居る。ところで立法權は最も重要な權力では

あるが、しかし執行權にはどうしても從屬して居らねばならない。何となれば、法 *Gesetz* は執行權が同意せない前には適用されないからである。此見解は次に述べる彼の主權論に於いて一層明かにされて居るのを見るであらう。

之れを要するに、彼に民主權の辯護者として國家に於いて代議政體を基礎とする憲法を確立せよと叫んだ。此代議制が專制君主權を制限することによつてはじめて國家の理想目的が實現せらるゝのであると主張しその基本權を論じ又憲法に適する行政を考慮したのであつた。

三、彼の主權論

彼の國家に關する著書 *Die Natur und das Wesen der Staaten* に於いてその決定的の章ともいふべきものは、即ち此主權論であつて、彼が最上權の性質に關する説明の部分である。そして彼が此國家の性質及び本質なる著書に於いて何が國家の理想を實現せしむるかを試み、且つ現に存在して居る獨逸國家が此任務に堪えないで改造せねばならないことを同時に立證しやうと欲したのも、此主權論に於ける説明に本づくものである。前に述べた如く、彼は君主權を述ぶるために *First* の權力をかりて論じたのであるがそれに次の如くいつて居る。*First* はその所屬民とその利害をともしせなければならぬ。此間に決して差別をつけてはいけない。その代りに、その所屬民は *First* に對して忠節を旨とすべき義務を負ふと説いて居る。之れ後に述べる所の共同意思と特別意思との關係を諷示せるものである。之れ亦、往時の「朕は即ち國家なり」に對して「君主は國民の第一の從僕なり」の思想を生むものである。

彼は最上權力を説いて曰く、「最上の權力は國民に存せる力の一致し

たる總和である。そして、それは常に國民間のみのすべての關係に於いて存立して居つて決して一の支配權や又は無拘束なものに於いて改造せられ得ない」と。又彼は同じく彼の財政論 *Staatswirtschaft* に於いて最上の權力は争ふまでもなく、國民から發生するものであると説明して居る。しかしながら、國民は彼に存して居る權力を彼自身行使することが出來ない。そこで國民の總體の力が相包含してそして國家の目的を實現する所の最上の權力なるものを構成するに至るのであつて、しかも、此構成されたるものは即ち最高權力たるとともに亦こゝに國民の基本的權力が存して居るのである」と説いて居る。換言すれば、それは國家の自己生存を目的とし各部分を全體のために最もよく支配したらかしめむがために運用せらるゝ共同意思に基く包括的強制力に外ならない。かるが故に、主權は強者と弱者との關係ではなくして團體と其構成員との關係であつて即ち全部と部分との關係である。そしてその力の運用は法律に基き構成員の平等を目的とし一般幸福促進のために有益なるものであつて、且つ強固なる公共の力たる最高の權力である。國家と社會との區別は、即ち此最高權力の存するや否やにあるのである。しかも、此主權は不可分なるものであると斷言し主權一元論の立場をとつて居る。

尚、彼は國家と道德との關係につき次のやうな意見を表示して居る。即ち、人口及び領土が國家成立上必要になると同じくそれと共に道德的根據 *Moralische Gründe* も亦國家の成立に關係を有して居るのみならず必要缺くべからざるものである。詳言すれば、第一の道德的根據として多くの意思の一致が一の固有の意思となり、また第二にすべての個々の力の一致が一の固有の力となつてそこに最上權が存する。それ故に此最

上權力の根 (Wurzel) は是非とも國民であらねばならない。此國家の目的の實現のために必要缺くべからざる所のかかる統一的意思はその統一に於いて保たれねばならない。そしてバラバラに於いては國家の機關とはなり得ないと説いて居る。

又、彼は國家と宗教とについで曰く「神は同一の自由と權威 (Wirde) と權利とを以て人間を此世に送り出したのであるから、國民の自然的天賦の自由は國家の最終の目的のためのみによりて制限せらるゝことあり得るも、それ以前には何物を以てしてもそれを制限することは出来な」と。即ち、自然權を認め且つそれを主張して居る。茲に自然權とは自然法の下に生れたる人類の自由と平等とを意味する。然るにその自由と平等といふことは決して純自然的意味 (reiner Naturzustand) に於ていふものではなく、自由とは精神的を意味し人が自己の理性 (Vernunft) によつて本能を支配し本能の奴隸となることなかるべきことを主張するものである。そして平等とは人類は生れながらにして能力に於いて平等であるといふ絶對的の意味のものをいふのでなく、社會に於いて或者が他のすべての者を支配するに足るだけの各人間の質的差等は存在しないといふことを意味して居るものである。されば此要求を實現するために、はそこに他の者と團結せなければならぬといつて居る。かくて彼はかうした神の賦與する自然權を認めると同時に之れを宗教にむすびつけて居る。即ち、國家は又道德の根據のみでは充分でない。必ずその自然權を賦與し給ひし神を崇拜することが必要である。故に宗教の法則 Gesetz der Religion が缺くべからざるものであると主張した。そして、彼の宗教は純粹な内的精神的宗教であつて、即ち宗教を純然人間の内心に置き

教會の力も人間の内心以外に互る場合には行政の下に服すべしといつて居る。

之れを要するに、彼の國家觀は宗教的並びに道德的根據を有し、それが人類の倫理的文化に對する意義に於いて理解せられたのであつた。彼がその宗教哲學の論文に於いて一の國家に於ける宗教の必要を説き、幸福促進主義的な福利國に一層深遠なる哲學的根據を與へて居る所以も亦そこに在るのであつて、誠に注目に値すべきものである。即ち宗教は國家の最終の目的と一致し、國家の最終の目的殊に一般の幸福安寧 Wohlfahrt に影響を有する限りに於いて完全に最高權力に打克つことが出来るのであると説いて居る。

× × × × ×

× × × × ×

× × × × ×

學 內 報

専門部第一次試験施行

専門部第一部及び第二部各科学本年度第一次試験を十一月九日より三日間に亘り施行した。

文部省督學官來學

文部省督學官石井忠純氏は去る十月二十日學事視察のため來學、千里山學舎に於ける大學學部並に大學豫科の授業を視察の後本學の現狀につき種々聴取せらるるところがあつた。

附屬關西甲種商業學校

創立二十周年記念式

附屬關西甲種商業學校は本年を以て創立二十周年に相當するので、これを記念すべく、十月三十一日には中央公會堂に於いて記念講演會並に全關西中等學校學生優勝雄辯大會を十一月一日には千里山グラウンドに於いて陸上大運動會を開催し、更に明治の佳節にトし午前十時より盛大なる記念式を舉行した。

學 内 消 息

仁保學長、村上主事、武田主事教練查閱官會議に出席——十月二十八日第四師團司令部に於て開催の教練查閱官會議に出席、懇談の席上、仁保學長より學校教練に對する本學の希望につき述ぶる所があつた。かゝる催しは今回が最初であるが、種々の意味において益する所多かりしを特に附記しなけれ

ばならない。

武田主事關西私立大學聯合會に出席——十月十日より二日間高野山大學に於て開催の關西私立大學聯合會に本學教務主任と共に出席した。出席者は本學、同志社、龍谷、立命館、大谷、高野山の六大學で、同會議に於いては文部當局より關東私立大學學生監主事會議の結果につき報告あり、次いで各大學提出にかゝる協議事項に關し種々打合をなした。なほ今回の當番幹事は本學である。

住 所 移 動

賀來 俊一氏(教授) 神戸市灘區鹿ノ下通三丁目六三〇
中川唐太郎氏(講師) 奈良市西城戸町二入
矢口孝次郎氏(助教) 三島郡吹田町高畑西會
菊田 太郎氏(講師) 京都市左京區吉田本町五、巽市松方

校 友 彙 報

神戸市役所關大クラブ秋季總會

馬肥え瘦翁の秋時局の騒音をよそに我神戸市役所關大クラブは去る十月十日午後五時より湊川新開地大安に於て秋季總會を催し團樂の一夕を送つた。
陽春四月花をうけて集ひ成つてより茲に漸く半歳たまり、副會長福田氏の勇退に會ひ同氏の送別を兼ねることゝなつた。

斯て集ふもの主客十餘名、特に母校より武田木戸兩先生の代理として谷口氏來席され一同胸襟を披いて談じ且語り高歌放吟一〇〇パーセントの歡を盡して福田

氏の健康を祝しつゝ盛大裡に散會した。時に十時半。因に其後任として小西主事を迎へたことを御知らせして欄筆する。

出席者。福田權、會長岡野重三郎、副會長小西建左衛門、仁禮景實、大西克己、藤野剛三、多賀恒一、今岡琢磨、山本與喜三、谷正司、石井忠夫、安西信正、多田隆久、黒田武男、山本寛二、生魚茂里男、並に谷口宗一氏。(幹事役)

動 靜

網戸鐵藏氏(大ニ〇専法) 香川縣警察部特高課長に轉補住所は高松市中新町九七、縣公舎
山中常一氏(昭二大經) 大阪電球會社より同系統の日本電氣會社に轉勤、住所東淀川區元今里北通二丁目四六

住 所 移 動

萩野 嘉平(大ニ二専法) 北區澤上江町六丁目五〇四
三宅 通夫(大ニ二専法) 住吉區山王町三丁目四〇
乾 英一(大ニ三専商) 北區國分寺町七八森ウノ方
大加戸恒一(大ニ四専法) 三島郡千里村片山四四
神保 敏男(大ニ五大法) 東淀川區十三木川西ノ町二ノ一九
元田重太郎(昭二大經) 東淀川區元今里町二丁目一九六
金正煥(昭四専法) 朝鮮平壤府將別里四二明倫旅館
伊達 藤吉(昭四専經) 此花區上福島北一丁目二二
岩花 國雄(昭四専商) 港區東田中町四丁目五ノ一
羽田野秋男(昭五専商) 西淀川區海老江上三丁目五
拜野 昇(昭五大政) 西區江戶堀南通三丁目二四古澤方

學生彙報

皇陵崇敬會

第三次第一回例會——去る九月廿四日、秋季皇靈祭の休みを利用して本學期最初の例會を伊勢方面に行つた。

當日午前七時上六大軌停留所に集合せる一行は七時三十一分の參宮急行電車にて出發す。途中氣遣ひし天氣も晴れて薄き秋の朝日が照り出すと我々は一層はれやかになつた。電車は約二時間半快走して山田驛に着直に驛前を眞直に行き外宮に參拜す。

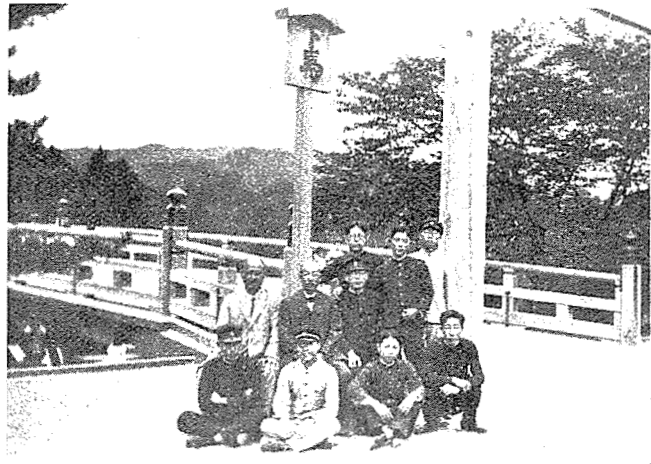
外宮よりバスにて徵古館農業館等の前を過ぎて行くこと十分程にして内宮に至る。五十鈴川にかかれる宇治橋を渡り老杉古檜鬱蒼として生ひ繁れる中を進みて參拜す。それより宇治橋畔にて記念撮影をなす。

中食後自動車にて五十鈴川の下流を横切り朝熊山を右に望みて行くこと、約二十分程にて二見ヶ浦に着し二見興玉神社に參拜す。見渡す限り大海原の中に孤然と立つ夫婦岩は一幅の景畫である。天氣の冴い日にはこの海岸より富士山を見ることが出来るとのことである。

二見ヶ浦より自動車を驅つて二十分程にして鳥羽に着、直に日和山に登り、秋の鳥羽を心行くばかり眺め

て後下山す。

それより二見町を通り抜け一路宇治山田驛に向ひ、午後四時二十七分發の電車にて歸路につき七時十四分大阪着、絶好の旅行日和にて惠れて伊勢方面の例會を



神郡宇治橋に於ける皇陵崇敬會會員一行

終つた。

當日の參加者左の如し。

山内、香坂兩先生、丸山、小田切、藤本、田畑、寺島、三上、大谷、大野

第二回研究會——去る十月一日午後一時より學部商二教室に一般有志趣味の考古學會員及び本會會員が集りて第二回研究會を催した。

當日山内先生は帝國國民生活より見たる滿蒙の價值滿蒙資源と日本不足資源との關係、滿蒙に於ける鐵道問題及び日支衝突事件等滿蒙問題について講演され我々日本國民に取りて重大なる滿蒙についての知識を與へられた。

次に「長慶天皇の御陵」と題されて尾上金城先生が講演された。

先生は長慶天皇の御陵の多くの候補地から有力なるものとして、

- 一、大和國吉野郡丹生川。
- 二、伊勢國多氣郡丹生。
- 三、常陸國眞壁郡下館。
- 四、陸奥國中津輕郡相馬村紙鹿澤山。
- 五、同國南津輕郡北中野村阿梨山。
- 六、德島板野郡西村金泉龜山法王。
- 七、陸奥國三戸郡大向村小向山。
- 八、京都市本丸太町川野富三郎方。
- 九、京都府葛野郡花園村大覺寺。
- 十、岩手縣下閉伊郡山口村黑森神社。

以上十ヶ所を擧げられ次でその一つ一つについて簡單な説明をされ就中第十番目の黑森神社を最も有力なる候補地とされ、今度岩手縣に出張研究の結果得られた

る確證を説明され、最後に黒森神社を長慶天皇の御陵であると斷定されたのである。そしてこの貴重なる研究を一番最初に我が皇陵崇敬會研究會に於て發表して下さいましたことを感謝致します。

斯くして有意義なる第二回研究會を終つて記念撮影の後解散す。

——大野君報——

哲 學 會

思案と勉學の秋を迎へて、我等は第三回の例會を去る十月五日(月)午後三時よりクラブハウスに於て開催した。當日は本學哲學科及英文科に於て、美學及美學史を講ぜられてゐる、辻部講師の「映畫藝術に就て」の興味深き講演があつた。今其のあらましをたどつてみるに、先づコンラッド・ランゲの映畫藝術成立の歴史的回顧より出發し、映畫モンタージュ論に進む。元來、モンタージュとは工學上のテクニクとして用ひられてゐるが、それは組立を意味してゐる。佛人マンレーは、フォートモンタージュを創作した。ロシアに於てはブドウキンによつて「映畫藝術の基礎は、モンタージュである」「映畫はショットされるのではなく、モンタージュされるものである」と叫ばれてゐる。今ソヴィエツト・ロシアに於ける映畫モンタージュ論の對象的地位をなす、ブドウキンとヴェルトフに就て、其の對立的見解を述べブドウキンは「凡ての對象が、モンタージュによつて、寫真的にでなく、映畫的に眞

實性を得るやう、スクリーンの上にもたらさねばならぬ。」即ち事實性や現實性を認めつゝ演技の要素を主張するに對してヴェルトフは「造り物による効果に對するところの絶對的に事實に據る効果」として徹底的に演技の要素を排撃しつゝ仕組のない映畫を主張する而して兩者のモンタージュの方法に於てブドウキンは演劇的編整であるに對し、ヴェルトフは純映畫的編整である。前者の道はロマンティズムであり、所謂藝術的であるに對し、後者はリアリズムであり、科學的である。之を作品の上よりいへば、藝術映畫に對する記録映畫との對比である。そして此の兩者のむしろ中間に立つものがエイゼンスタインと見做され得る。此の兩者——ブドウキンのものとヴェルトフのもの——は當分の間映畫の發展してゆく二つの大きな道であるが、併し將來を考慮すれば或はヴェルトフの見解が進展するであらう。

而らば、このヴェルトフ的なものの發展を將來に於ける映畫の大道と見て、次に如何なる展望を我々は持ち得るであらうか。それは一言にしていへば、ヴェルトフ的なもののよりヴェルトフ的なもののへの純化、即ちリアリズムへの道の、より徹底であり、嚴密なる意味に於ける記録映畫 der Dokumentarische の完成であらねばならぬ。そしてかゝる記録映畫はその製作の過程よりして、撮影とモンタージュとの二つの行程に

分解し得る。乍併ヴェルトフ的なかゝる記録映畫はその最大の條件として、強大にして完備せる組織を中央集權的な統制を、協同一致的な集團の力を要求するのである。又最後に別な觀點よりこのヴェルトフ的なものの發展に一つの内容的な暗示を掲げ得るとせば、それは外面的な描寫より、内面的描寫である。即ち人間の心理過程への分析である。勿論凡ゆる偽りの演技的要素を捨て、世界に實際行はれつゝある事にカメラを向け、それを把えてゆくところにモンタージュの道がある。と、色々の實際映畫に就て、例證され、或はロシア映畫、或は日本映畫に就て透徹せる説明を加へられた。

斯くて一時間餘に渡る造詣深き、其の精緻なる、映畫藝術理論の展望は我等に此の方面に對する充分なる理解と其の發展してゆくべき大なる指標とを示された。講演終るや、諸先生はそれぞれその専門的立場よりフィロゾフイッシュなフラーゲを投ぜられ、質問戦に時の經るを忘れるかの如くであつた。最後に大學祭に於ける展覽會の件に就て種々協議するところあつて五時半散會した。

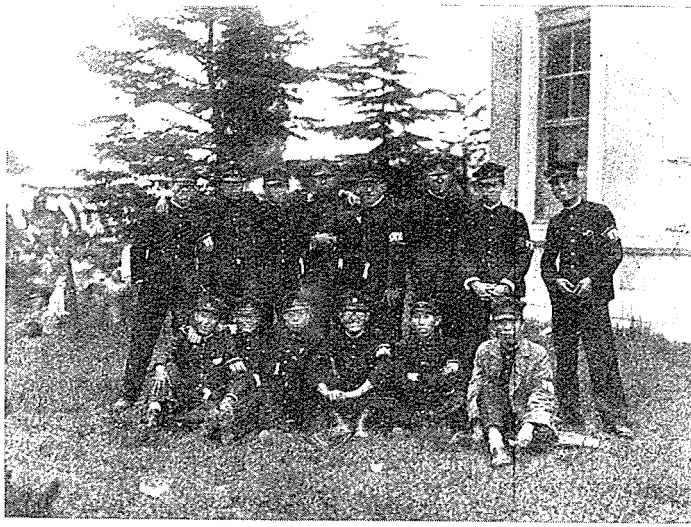
出席者は岩崎、大山、武内、辻部、新町、菅の諸先生。

大宅、戸川、花田、細原、吉川、竹内、中平、村井野間、平井、杉本の諸君。

——平井君報——

千里山經濟學會

批判に研討に眞摯なる研究をつづけてゐるわが經濟學會は去る十月十七日今期第一回の研究發表會を本館大學祭當日暇さまし活動を行つた天六新聞部員



教授室に於て開催した。

經三の加古撤次郎君は Ohnum Spum S 「經濟の呪咀と幸福について」で、本年四月シユバン七十才生

誕記念の祝賀として特輯された Elster の Tahrbuch に掲載したもので後同氏が單行本として出版したものを全譯されたのである。題して "Fluch und Segen der Wirtschaft" と云ふ。五十頁ばかりのもので全篇三部に分れ、よく彼獨特の普遍主義的社會觀を基礎として經濟學方法論上特異の見解を以て、自然科學的機械的方法論に肉迫し、第一部では經濟學各派を批判し第二部及び三部に於て自己の立場を明にし、かゝる見地に立てる經濟こそ眞に幸福なりとの論斷を下してゐる。その詳細なる内容は後日大學新聞に紹介する筈である。

それより武内教授の見解、會員の Spum を中心とする經濟論の檢討、最近經濟學の傾向につき談じ合ひ午後五時散會した。

當日の出席者は

武内、水谷、加藤の諸先生、森川、佐伯の先輩、經三加古、野口、經二奥澤、藤川、長澤、商二金子、經一淺野及寺井の諸君。——長澤君報——

國際聯盟關大支部

聯合研究會並に委員會——昭和六年九月二十七日（日）大阪外語に於て聯合研究會並に委員會開催當支部

よりはる大江、遠藤、中山、西川、池木の五氏出席す。研究會は次の議題のもとに午後二時より四時まで研究發表及び討論が行はれた。

(1) The Cause of Peace demands the Entrance of U. S. A. into the League of Nations.

(2) Resolved. That Imperialism is a menace

四時半より委員會に移り、十一月上旬及下旬の研究會の議題其の他を決定す。

議題 1 滿蒙問題

2 果して第二次世界戦争が起るや

出席校——京大（當番校）、關大、同大、關學、外語古屋

部員總會開催——昭和六年九月二十八日（月）午後三時より本學クラブハウスに於て臨時部員總會を開催す。決議事項次の如し。

一、學内模擬總會の役割

一、大學祭展覽會の件

滿蒙問題について行ふこと。

出席者——大江、中山、遠藤、廣田、近藤廣、江見藤戸、池木、西村、京本、關口、西川

大學祭展覽會開催につき協議——昭和六年十月五日午後三時より部室に於て展覽會に關し協議す。

出席者——大江、京本、關口、池田、西村、遠藤、

西川、中山、近藤廣、池木、藤戸、吉崎

幸田、安井、江見

ピクニック——昭和六年十月十八日（日）四條暖飯盛山方面に秋のピクニックを行ふ。

秋晴の行樂日で四條暖飯神社に參拜、飯盛山の古戰場

を訪ひ、歸阪教會したのは午後七時であつた。

参加者——大江、關口、池田、中山、廣田、近藤廣
西川、藤戸、池木、吉崎、井邊、安井、
住友

學内研究會——十月十九日(月)午後三時より講義
問題について座談的に開いた。

音楽部

「大學祭」と記念B.K.放送

全學五千の學徒と夫れを廻る人々に待たるゝ「大學祭」。其前夜曲として去る十月夕本學千里山音樂部及應援團有志二十數名は中村良助教指揮、阪東氏伴奏の下に、學歌、學生歌、應援團歌「我等が大學」「紅千里」の五曲、並にハーモニカ四重奏三曲をB.K.より放送した。大學祭當日音樂會出演者は實に百數十名に達し外に卒業生團體たる千里山ボーイズジャズバンドも參加した。尙近く此學生大樂團の演奏を公開し學徒の誇りと樂徒の喜びを舉げんと議が起りつゝある。

馬術部 (千里山)

九月廿八日(月曜日)

廐舎修繕工事に取かゝる。

十月二日(金曜日)

廐舎修繕工事終了。

十月十一日(日)

大學祭當日で、第四回馬術大會と模擬店を開いた。

馬術大會は午後十一時より左のプログラムを以て行はれたが、參加馬匹實に五十頭餘と云ふ素晴らしい盛況であつた。

- 一、團體馬場馬術
- 二、卷乗競技
- 三、パン食ひ競争
- 四、連續中障礙飛越競争
- 五、連續大障礙飛越競争
- 六、二人乗り競争
- 七、單一高度障礙飛越
- 八、高等馬術
- 其他

十月十五日(木曜日)

大阪愛馬會にて閑院宮若宮殿下御台覽馬術あり、小寺、田中、北、中村、有留、木村等諸選手が障礙飛越、馬場馬術、其他の競技をお見につけた。

—(記錄係報)—

天六新聞部 (専門部第一部)

本學報第九十二號に於てその歴史の第一歩を詳報したる我、新聞部、新聞部は、九月十四日第二學期授業開始と共に「……諸兄よ、我等は茲に學生のシーズン特に我關大ボーイにとつて恵まれたる多忙の秋を迎へ一層の飛躍を試みんとしてゐる。常に新しい線を引い

て活動する我新聞部が今後如何なるプランの下に大飛躍するか? 我等は諸兄に刮目の期待を乞ふ。同時に我等はひたすら諸兄の前に展開されてゆく我等の活動に六百の諸兄が絶大なる援助を與へられん事を切望して止まない云々」なる宣言書を掲げ、第二次的飛躍を試み、益々その發展策を講じた。而て今や期待された大學祭も盛況裡に舉行され、輝かしい我等の秋、第二學期も大半經過したるに付茲にその間に於ける我新聞部の記録を適録しやう。

九月、十月事業概略

九月十五日(火)「特別委員會」開催。上村部長より第一學期並暑中休暇中事業經過報告會計報告あり續いて第二學期に於ける我新聞部の事業、方針等に付熟議す。

九月十九日(土)前項「特別委員會」に於て決定したる本學期事業の一「新聞部リスト」作成の爲まづ部員の半身像寫眞を技術部寫眞班により撮影開始す。

九月廿四日(木)夕刊大阪紙に連載中の我新聞部「涼熱採訪記」本日(木)を以て掲載第二十一日目に完了す(詳細學報第九十二號三十九頁、四十頁参照)

十月二日(金)夕刊大阪新聞學生版に我新聞部欄特設さる。

十月八日(木)所謂部員總會に代るべき「打合せ會」開催。大學祭事業の件討議す。

十月十一日(日) 第六回大學祭舉行に當り別項の如く
我新聞部は全能力を擧げて活動す。

十月十五日(水) 我新聞部技術部撮影にかゝる「第六

回大學祭記念寫眞」十三葉を三階事務室前に掲ぐ。

十月十九日(月) 零時半より大學祭當日活動に従事せ

し部員廿名を第卅四教室に集め「慰勞會」開催。

十月廿六日(月) 本學期第二回「特別委員會」開催。

新聞部大學祭事業

號外發行——晝間專門部假裝行列「街頭を行く」の

出場二十分前、全行列寫眞版入り、十六切大號外一萬

を發行し數萬の觀衆をして本學晝間專門部並に我天六

新聞部の存在をより確實に印象づけしむ。

記念寫眞撮影——技術部寫眞班により當日の盛況を

二十餘枚カメラに納め、記念すべき日の思ひ出草にそ

の技術のよさを發揮す。

部員活動——當日特に左の如く統制部を編成し整然

たる統制下に部員をして各責任受持部門を定め目ざま

しき活動に従事せしむ。

統制本部 (上村部長)

指令部 (豐田委員)

交渉部 (富永、山東兩委員)

連絡部 (荒木委員)

▽各受持部門

音樂會 (池幸正)。講演會、展覽會、其他各種催

し物 (日高厚盛、岩本秀雄)

假裝行列 (中谷俊明、金原功)。運動 (森谷克巳、

福井策平)。賣店 (木戸孝三、爲井武一郎)。一般

(紺矢廣三郎、吳竹保一、池田親太郎、金田幸彦)

、ジツ、ブ (部員一同)。寫眞 (技術部)

山 岳 部 (專門部第二部)

ロッククライミング日程

場所 芦屋ロックガーデン

I 十月四日 リーダー角谷 (雨天)

II " 十七日 リーダー角谷 (雨天)

III " 廿五日 リーダー山本

IV 十一月一日 リーダー山本

V " 八日 リーダー角谷

參加練習希望者は當日午前三十分迄に梅田阪急前
に集合のこと (雨天の時は中止)

豫告

十一月 スケートング (近郊リンクにて)

十二月 デイシー・テヒニク (スキー練習)

詳細は追つて發表す。——庶務班記——

專門部第一部の

全九州人會

第六回大學祭に於て吾が全九州人會の第一回事業と
して賣店設置の件を可決し喫茶店を開く。その慰勞會
を兼ねて全九州人會秋季總會を十月十九日午後三時よ

り天六「いろは」に於て開く。平君の挨拶について大
學祭當日の賣店に關する會計報告ありて宴にうつる。
ともに胸襟を披いてすき焼をつまみながら郷土の思出
を語り和氣満々裡に散會した。

校友名簿につき急告

昭和七年度用校友會員名簿は十一月上旬
發行の豫定なることを豫てお知らせして
置きましたが、住所不詳の分の取調べ、
住所竝に勤務先移動の再調等種々整理に
手間どり、どうしても本月下旬にしか發
行出來難い状態であります。何れ發行の
上は既に申込済の方には早速御届申し上
げますから御諒承を願ひます。

尙御希望の方にして未だ申込なき向はこ
の際至急別掲の申込書を添へ基金を御拂
込下さい。

昭和六年十一月

關西大學學報局

第六回大學祭

第六回大學祭は十月十一日千里山學舎に於いて舉行された。この日絶好の秋日和に恵まれ、觀客實に十萬の多きを數へた。次に當日のプログラムを掲げよう。

展 覽 會

例年の如く大學豫科教室において開かれ、各種の趣好に非常な人氣を集めた。會場は左記の順序である。

- 一、千里山貿易商會(學部商科) 二、合理化展(専門部二部商三) 三、金より觀たる學生(豫二)
- 四、豫科一年 五、映畫大觀 六、滿蒙と國際聯盟 七、豫科三年 八、學友會運動部 九、短歌會、俳句會 一〇、哲學會

講 演 會

本館講堂において午前九時より開催講師並に演題は左記の通りである。

- 一、國際聯盟について
本學講師 清家唯一氏
- 二、滿蒙問題について
本學教練教官 山内六郎氏
陸軍歩兵大佐

音樂會・演藝

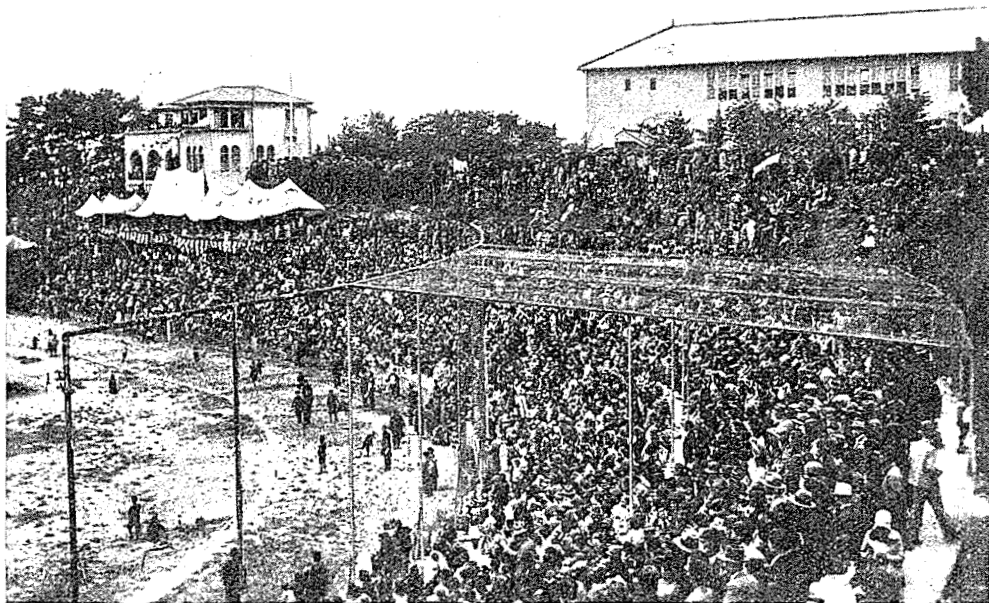
十一時半より開催、プログラムは左の通りである。

一 部

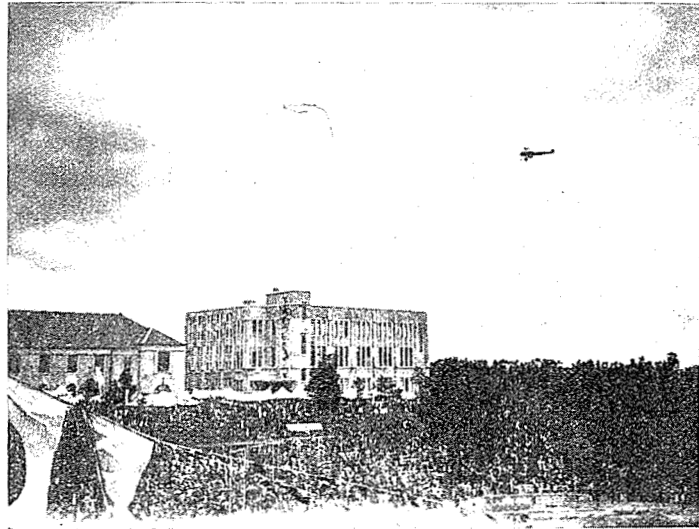
- 一、能 樂 關西大學能樂會
- 二、尺八都山流 都山流都琳會
- 三、尺八琴古流 琴古會
- 四、琵琶 本學學生
渡邊旭洲
- 五、尺八上田流 竹創會

二 部

- 一、ブラス 千里山ブラスバンド
- 二、ミュージカルドラマ 専門部聲樂部
- 三、マンドリンオーケストラ プレクトラムソサイティ
- 四、コーラス 千里山聲樂部
- 五、マンドリン二重奏 専門部マンドリンクラブ
- 六、マンドリン五重奏 プレクトラムソサイティ
- 七、ハンモニカ合奏 専門部ハーモニカバンド
- 八、マンドリンオーケストラ プレクトラムソサイティ
- 九、ジャズ 千里山ボーイス



大 學 祭 の 賑 ひ



學生高等馬術

午前十一時より學内馬場にて左記の順序で催された

一、馬場馬術	二、障礙物飛越
三、ポロー競技	四、馬上格闘
五、馬上體操	六、單一高度障礙
七、旗取競争	八、パン喰競争
九、二人乗競争	

陸上競技

午前八時より大グラウンドに於いて開催、順序は左の通りであつた。

一、百米競走	二、棒高跳決勝	三、八百米競走
四、片足競走	五、二百米競走	六、二人三脚
七、八百米リレー(學内)	八、走巾跳決勝	九、槍投決勝
一〇、假裝行列	一一、優勝種目選手入場式	一二、中等學校八百米リレー豫選
一三、四百米競走	一四、盲啞競走	一五、化粧競走
一六、千五百米競走	一七、風船競走	一八、假裝競走
一九、同二〇、障礙物競走	二一、パン喰競走	二二、學友會對部リレー
二三、假裝行列	二四、同二五、中等學校八百米リレー決勝	二六、專門學校千六百米リレー決勝
二七、提灯競走	二八、皿冠競走	二九、來賓職員家族競争
三〇、假裝行列	三一、優勝旗授與式並閉會式	

大三會第十七回會合

富田、岡本兩君祝慰會の記

今次の府議戦に出馬して、首尾克く金的を射止めた富田貞男君と遺恨長蛇を遺した岡本榮吉君との爲め其祝慰會を、十月十日午後六時より北區堂島中町中央電氣俱樂部に於て開催する事になった。

當日集りたる者は主賓富田、岡本兩君と井波、橋本戸波、中塚、右田、内田、植松、松本茂、松本芳、秋山、三木、代谷、島、杉本の十六名。

本會として此種の會合はこれで四回目である、前回の府議戦に榮冠を得た岡本君の祝賀會を最初とし日野谷、片山兩君の祝慰會、井波君の慰勞會の前三回を顧み流石に種々の感慨が湧く。

定刻に遅るゝ事一時間漸く豫定な顔振れが揃ふのを待つて開宴に移る。

出席者の半数は白紙だが半数は何れも政戦に経験を有する闘士連で或は民政、或は政友、乃至は無産と夫れ／＼所屬の政黨は異つて居るが此處に集つて見れば二十年來の親友同志で吳越同舟敵も味方も無い和やかさ、纏てデザートコースに入るや常任幹事立つて一場の挨拶をなしたで、岡本榮吉君より「敗軍の將兵を語らずと雖畏敬する同窓富田兄の當選を見、本會の爲に慶賀に堪へず」と悲痛なる自己の創痍を發んで朗らかなる祝意と謝辭を述べ最後に富田君より「幸にして當選の喜びは得たるも相携へて其指導を仰ぐべく期したる先輩岡本兄を議席より失ひ

假裝行列

假裝行列は豫科一年の「おけさ」に始まり、専門部二部の「奴踊」専門部一部の「街頭を行く」豫科二年の「土人踊」専門部二部の「時雨源太」豫科三年の「ノーストツプレヴェー」等何れも萬雷の如き拍手を以て迎へられた。

吾等が學園の美果

武田 鼎 一

秋は百果みのるの季である。吾等が學園もこのみのりの秋に一つの學的美果を收穫したことは洵に同慶の至りであると云はなければならぬ。同僚にして畏友たる教授岩崎卯一氏は「社會統制理論の研究」と題する新著を刊行された。教授にはすでに「社會學序説」と「社會學の人と文獻」なる二名著があるけれども今回最近數年間に於ける教授の思想的轉向を知るべき手だてとしての新名著に接することを得たのは豈私一人の喜びとするばかりでなく、我學園否我國全學界の欣とする所と考へられる。

新著には懷舊的思索の跡が見出さるゝけれどもそれは唯形式であつて、内容としては教授の最近の思想が溢るゝまでに満されて居ることが看取される。而して全篇中最も出色の文字は第二篇の第三「社會統制と日本憲法」の一項である。私はこの一篇を取り上げて本書の價值を高揚したいと思ふ。

我國在來の憲法學者は國法學あるを知つて社會學あるを知らないために我欽定憲法の解釋にあたつて國民思想と合致しない極めて學的に歪められたる態度をとり來たつたことは何人もよく知る所である。然るに教授の社會學的なる日本憲法の解釋は正に我國國民思想に

如實に一致する極めて眞なる形に於けるものであると云ひ得る。日本と云ふ國家は社會學に謂ふ所の共同社會型のものであるとされ、憲法第一條の「大日本帝國ハ萬世一系ノ天皇之ヲ統治ス」なる一章は天皇を共同社會に於ける中心類型としての自然的統制者たることを表示せるものであるとされたるは洵に卓拔なる見解とせねばならぬ。彼の官學阿曲の徒にしてなほ此の大眞事實に想到し得ざりしは迂愚の極と云はねばならぬ。更に進んで勢するどく教授は又憲法第四條を以て社會學に謂ふ所の利益社會型國家の元首としての天皇の機能の規定したるものと斷定された。今日まで吾人をしてその解決に心勞せしめた第一條と第四條の一見しての矛盾はかくて教授によつて見事に解消した。私は教授の此の二點に於ける功蹟は永遠に残存する名譽あるものと考へる。又當に空前絶後の卓説として賞讃すべきものであることは何人も異議ない所と信ずる。讀つて卷末の「宗教の社會的體験」を讀んで私は教授にも亦不惑を超へられて宗教の香の高まるを禁ぜられんとして能はざるの姿を見出すものである。實に教授の言はるゝ如く文化社會への貢獻たゞそれだけがはかなき吾人の一生の仕事であり、貢獻の社會的記錄が吾人のさゝやかな墓標として永遠に残る所のものであらう。だが併し教授の新著はさゝやかならざる社會貢獻として永久に生き永らへることを信じて疑はない。

(昭和六・一〇・二六)

たる事は何物にも代ふべからざる最大恨事なり」と満腔の誠意を披瀝して痛惜の慰辭を述べ併せて會員一同に對し深甚の謝意を表さる、自ら戦敗の苦き經驗を有し斯界の表裏に没入して幾多の醜き反面を目撃せる井波君は此兩君の潔き心事の吐露を聴き長息して曰く「惜しむらくは此劇的シーンを選舉民に知らしむるに由なし兩君の高潔なる心事と本會にして初めて見る此友情味に泣いて兩君を當選せしめざる者は人間に非ず」と。

斯くて語頭は次第に伸びゴシツプ種は隨所に頻出して何時もながらの和氣霽々裡に撤宴し控室に移つて記念の撮影をする、技師は例に依り杉本萩村君、今日は試験的に玩具の様な小さなカメラでパチンとやる。散會午後九時。

因に當日は京都より山口友吉君と永井竹太郎君、(法科二年在學中立命館大學に轉じたる同窓、目下京都市に於て辯護士開業)の兩君來會の筈なりしも生憎山口君は風邪、永井君は神經痛で出席不能となつたのは遺憾であつた。

祝會ゴシツプ

◎宴席に着いて料理が運はれる。銀皿の落花生を賑みながら口の悪い松重君、向ひ側の秋田君の顔を見て「南京豆と云ふものは案外美味いものだぞ」

◎サーベル出身の井波君に「永年の警察生活をやつて居たんだから政敵の表裏は見通しだらう」と水を向ける。「否、實際役人しながらの觀察は全く零だぞ、僕は丸腰になつて初めて社會と云ふものが解つたヨ」と遂々本音を吐く。

八瀬の赦免地踊

後醍醐天皇延元元年（一九九六）正月、足利尊氏が關東から攻上り、天皇は比叡山に御臨幸遊ばされた。その時八瀬の童子（村民）は之が駕輿丁を承り、弓矢を執つて道中を御警護して無事延暦寺に供奉申し上げた。その功によつて建武三年（一九九六）二月二十四日、天皇から「八瀬童子等年貢以下之事課役一向所被免除也令存其旨者天氣如此悉之」の御綸旨を賜はりて年貢諸役を一切免除され、爾來御歴代の天皇から同様の免租の綸旨を賜つて明治に至つたもので、尤も今日では納税はしてゐるが、その金額を長くも御内帑金から御下賜することとなつてゐる。かうした皇恩に浴して來た八瀬の里人は皇室尊崇の精神厚く、何時でも禁裏急變の御用にたてる様にとて、平生枕頭には草鞋提灯等を用意して就寢してゐる風が今日にまで残つてゐるといはれる。さて、この赦免地踊の由來は東山天皇の寶永年間にこの八瀬の里人と山門との間に結界争ひが起つて幕府に訴へられた。時の老中で武州川越藩主秋元但馬守喬知（二三〇七—二三七四）の裁決によつて「日光准后御申の旨に就て去々年戊子十二月山門の結界を改定めて女人牛馬等其勝示の中に入る事を禁斷あり依之去年以來八瀬庄住人等訴へ申す、彼庄の中禁裏の御料、綸旨を被下往古より男女山に入り薪を採て商賣のたすけとす、結界の後すでに其業を失ふと云々然るに、綸旨は課役免除の事にして、山門の境内に入る事をゆるさるゝ旨はのせられず、しかりといへども禁裏の御料、綸旨重疊の上は愁訴する所も其謂なきにあらず、故に別に恩裁の儀を以て彼庄散在の私領寺領

等を他所に遷移られ、其地はすなはち御代官に附られ年貢諸役一切に免除され畢
禁裏御料に至りては永く先規を守るべき者也
寶永七年七月十二日」なる老中連判の恩裁書を下附された。茲に於て、後醍醐天皇以降御歴代の御綸旨を尊重して八瀬村を無租の地たらしめた次第であるが、之れ偏に但州公の懷抱せる尊王の大義の發露とその英斷とに依るもので（因に但州公

は大正元年二月二十三月從三位追贈）里人はその報恩謝徳の爲に、氏神天満宮の側に祠宇を建て、公を神と祀り、秋元社、綸旨宮と稱へ、年々九月十一日（現今十月十一日）祭禮を行ひ、二百年後の今日に及んでゐる。晝は御神樂、御湯の式を行ひ、夜は赦免地踊を舉行する。午後十時頃から、十人頭の四度の使を以て、夜の祭の指揮合圖が行はれる。全村四ヶ町の青年の丹書になつた、赤色の透し彫繪模様に火を點じ、女装をした青年八人が之を頭に戴いて八人の警護をつれて各町よりねり歩いて神前に參集、小さい屋倉からの音頭取四人の音頭につれて廻り歩く。この音頭の曲は歌詞の種類によつて異なるが、太鼓を鳴らし、笛おもしろく誦ふことは一樣である。假舞臺では十二三歳の少年少女の踊子廿人許は友仙の小袖を着花笠をかぶつて音頭に合せて踊るさまは正しく郷土藝

術の粹で四月に於ける都踊のあるものを聯想せしめる之を燈籠踊とも赦免地踊とも稱へ、又この祭を御綸旨祭とも名づける。猶各町から一名以上の新發意が出場して謠曲を誦ひ狂言を爲す等里人の意氣は愈々あがり夜を徹して神樂を慰め奉るといふ珍らしい神事が行はれるのである。

なほ此の神事は昨年十一月明治神宮御鎮座十年大祭



東 装 子 踊

の行はるゝに際して内務省が奉納神事舞として全國から郷土舞踊七組を選びて同年十一月四日、神宮外苑日本青年館に於て出演奉納したものゝ一つである。寫眞はその時の出演装姿である。

この記述は八瀬村の谷北無竹庵主人の示教によつたもので寫眞も主人から惠贈されたものであることを明かにしその厚意を感謝する。

（新町徳之）

1. For the total number of human being existing within certain area at the given time.

2. For the peopling of the area or the influence of the various forces of which that number is the result.

普通には前者を指す場合が多いが経済地理學としては後者をも含むものと解せねばならない。此故に人口は單に一定の時と所に於ける人數といふ事以上にそれには常に土地や食料産業とを計慮し、居住、生存、生活等に關連して意義を併せ考慮されなければならないのである。

註 前號人口地理學の意義參照二〇頁及一九頁上段

次に人口關係とは一定の時、所に在る人の集團の構成員の性別、年齢職業等の組合せ、又は割合を意味するものである。是等は又、一定の社會と其經濟狀態の結果であり反映であるが經濟地理學に於いては、所與の現象として觀察するのである。經濟の主體が人であり、其意志によつて經營せられるのだから經濟現象、又は經濟的文化の解析研究には當然人口の關係は重要な條項をなすものであらう。特に地理的に觀る場合に人口關係は決して一樣でなく(統計的に同様であらうとも)人口集中度聚落の狀態は何れも著しく特異性を有し其地方、其國の經濟的文化の成立に偉大なる影響を有するのを認めるのである。此故にこそ、近來人口史觀、人口地理學等の研究が擡頭するのである。(完)

附言 此小論は私の擔當する經濟地理學第二冊の序説に關する補遺となすつもりで書いたのである。

寄 贈 圖 書

千里山圖書館

天六圖書館

中央報德會	Da id, E 著 社會主義と農業	同
同	H m, G 著 西原重吾譯 社會主義は經濟的に可能なりや	同
中央融和事業協會	同會編、融和事業年鑑	同
大連商工會議所	同所編、大連經濟年史	同
樺太廳	同廳編、樺太要覽	同
京城商工會議所	同所編、統計年報	同
京城帝國大學	同學編、京城帝國大學一覽	同
神戸市商工課	同課編、生絲検査所調査報告	同
國際觀光局	同局編、外客往來の經濟的意義	同
文部省社會教育局	同局編、成人教育母の講座並勞務者教育實施概要	同
大阪社會事業聯盟	同聯盟編、大阪社會事業年報	同
大阪市産業部調査課	同課編、販路調査の要諦	同
大阪工業大學	同學編、大阪工業大學一覽	同
拓務省拓務局	同局編、ブラジル移住者通信集	同
	以下次號一	

荒川大太郎氏寄贈 (前號つゞき)	順賀喜三郎著 手形法論	同
同	泉二新熊著 日本刑法論 上編	同
同	中島玉吉著 民法釋義	同
同	佐々木惣一著 日本行政法論	同
同	千賀鶴太郎著 國際公法要義	同
同	文信社編輯部 行政法總論便覽	同
同	普文學會編 自治制要覽	同
同	梶康郎著 法律經濟大辭書	同
同	法律評論社編 法律要旨集 第四卷	同
同	鈴木好清著 實業學校 民商法教科書	同
同	跡部博士述 國際私法 (京大講義)	同
同	跡部定次郎著 國際私法論 上卷 第一	同
同	星野武夫著 法學通論	同
同	牧野英一著 現代の文化と法律	同
同	菅原春二著 日本民法論	同
同	宮本文夫著 法制の話	同
同	山田正三著 民事訴訟法	同
同	山田正三著 判例民事訴訟法 第一卷	同
同	鳩山秀夫著 日本民法總論 上卷	同
	以下次號一	

- of Giotto and Duccio, and of El Greco.
1930..... 886/ 2 /
- Longhi, R. - Piero della Francesca; tr. from
the Ital. by L. Penlock; with 184 Repro-
ductions in Colotype. 1930..... 855/ 3 /

LANGUAGE.

- Franz, W. - Shakespeare-Grammatik.
1924..... 924/ 78/
- Jespersen, O. - Chapters on English.
(Re-printed from "Progress in Language")
1918..... 924/ 77/
- Kellner, L. - Historical Outlines of English
Syntax. 1924..... 924/ 75/
- Poutsma, H. - A Grammar of Late Modern
English.
Part. 1. The Sentence:
1st Half. The Elements of the
Sentence. 1928...924/ 74/1-1
2nd Half. The Composite Sentence.
1929 924/74/1-2
- Part. 2. The Parts of Speech.
Sec. 1. A. Nouns, Adjectives and
Articles. 1914 924/74/2-1-A
Sec. 1. B. Pronouns and Numerals.
1916.....924/74/2-1-B
Sec. 2. The Verb and the Particles.
1926 924/74/2-2
- Wright, J. - The English Dialect Grammar.
1905..... 924/ 76

LITERATURE.

- Bradley, A. G. - Highways and Byways in
the Lake District. 1924 993/395/
- Collins, V. H. - Talks with Thomas Hardy
at Max Gate, 1920-1922. 1928.....993/388/
- Dougall, C. S. - The Barns Country.
1925..... 993/400/
- Evans, H. A. - Highways and Byways in
Oxford and the Cotswolds. 1927..... 993/396/
- Lang, A. & J. - Highways and Byways in
the Border. 1923..... 993/398/
- Legouis, E. - The Early Life of William
Wordsworth, 1770-1798: A Study of "The
Prelude". Tr. by J. W. Matthews.
1921..... 993/386/
- " - Geoffrey Chaucer. Tr. by L.
Lailavoix. 1918..... 993/390/
- Omond, T. S. - The Romantic Triumph.
(Periods of European Literature, Vol. 11)
1923..... 990/ 57/

- Pierce, F. E. - Currents and Eddies in the
English Romantic Generation. 1918... 993/391/
- Raleigh, W. - Wordsworth. 1929..... 993/394/
- Sharp, W. - Literary Geography & Travel-
Sketches. 1912.....993/392/
- Smith, N. C. - Wordsworth's Literary Critic-
ism. 1905.....993/387/
- Swinnerton, F. - George Gissing: A Critical
Study: 1924.....993/389/
- Thomas, E. - A Literary Pilgrim in England.
1928..... 993/393/
- Treves, F. - Highways and Byways in Dor-
set. 1927..... 993/397/

哲學宗教

- 大東出版社編 國譯一切經
華嚴部 (三) 昭6...182/1/
大集部 (三) 昭6...182/1/
- 木村泰賢著 原始佛教思想論 昭5...181/3/
久保良英著 參考心理學 大11...140/62/
桑田芳藏編 心理學及藝術の研究
(松本亦太郎博士記念論文集) 上卷 昭1...140/61/1
下卷 昭6...140/61/2
三枝博音著 認識論考 昭3...107/22/
上村福幸著 了解心理學 昭5...140/63/
地理歴史
Graf, O. 著 昭5...254/11/
國松久 編 地理學の概念
浦起龍編 史通通釋 (全六冊) 220/4/1-6
倉野憲司著 古事記の新研究 昭2...224/10/
内海弘藏 著 要 昭5...203/13/
渡邊 亨 共著 要 大日本御歴代皇紀

政治法律

- 國家學會編 明治憲政經濟史論 大8...311/4/
日本評論社編 現代法學全集 自第一卷 昭1/21/1...38
主第卅八卷
交通
住田正一編 海事史料叢書
第二十卷 昭6...482/23/20
美術
平凡社編 世界美術全集
別卷第八卷 東洋版畫篇 昭6...803/2/8
文學
加藤貞次郎著 增訂 有職故實辭典 昭6...932/4/
黃汝成編 日知錄集釋
全十六冊 同治8...983/6/1-16
松下大三郎 共編 國歌大觀
歌集 昭6...952/25/1
索引 昭6...952/25/2
松下大三郎編 續國歌大觀
歌集 昭6...952/25/1
索引 昭6...952/25/2

- Domany, J.** - Die Golddevisen=Währung:
Eine Währungstheoretische Untersuchung.
1931..... 432/124/
- Egner, E.** - Der Sinn des Monopols in der
gegenwärtigen Wirtschaftsordnung.
1931..... 427/ 27/
- Ghosh, J.** - A History of Land Tenure in
England. 1924..... 417/156/
- Gonner, E. C. K.** - Common Land and In-
closure. 1912..... 417/155/
- Jones, E. J.** - Some Contributions to the
Economics History of Wales. 1928. 417/153/
- Labriola, A.** - Essais sur la Conception
Matérialiste de l'Histoire. Tr. par A. Bon-
net. 1928..... 417/154/
- Marcus, A.** - Die Grossen Eisen und Metall-
konzerns. 1929..... 427/ 26/
- Sombart, W.** - Die Ordnung des Wirtschafts-
lebens. 1927..... 411/457/
- Tawney, R. H.** - Studies in Economic His-
tory: The Collected Papers of George
Unwin. 1927..... 417/157/
- Wilbrandt, R.** - Der Volkswirt als Berater
der Volkswirtschaft: Erkenntniskritische
und methodologische Grundlegung.
1928..... 411/459/

COMMERCE.

- Emerson, H.** - Efficiency as a Basis for
Operation and Wages. 1919 464/ 7 /
- Lichtner, W. O.** - Time Study and Job
Analysis as applied to Standarization of
of Methods and Operations.
1921..... 464/ 8 /

SOCIOLOGY.

- Adler, M.** - Lehrbuch der Materialistischen
Geschichtsauffassung. (Soziologie des Marx-
ismus)
Bd. 1. Allgemeine Grundlegung.
1930..... 526/ 14/ 1
- Feig, J. & Sitzler, F.** - Arbeitsrechtliche
Gesetze und Verordnungen des Reichs;
nach dem Stand vom April 1927. (Das
neue Arbeitsrecht in erläuterten Einzelaus-
gaben) 1927 515/105/
- Höniger, H.** - Arbeitsrecht; die reichsrecht-
lichen Vorschriften über das Arbeits-
verhältnis nebst den preussischen Bestim-
mungen über das Bergarbeiterrecht; unter
Mitwirkung v. Höniger. (Bensheimerschen

- Sammlung deutscher Gesetze Bd. 53)
1931..... 515/103/
- Lederer, M.** - Grundriss des Österreichischen
Sozialrechtes. 1929..... 515/103/
- Wagner, R.** - Der Klassenkampf um den
Menschen: Menschenbildung und Vergesell-
schaftung. 1927..... 516/ 3 /

EDUCATION.

- Henderson, E. N.** - A Text-Book in the
Principles of Education. 1924..... 551/ 36/
- Monroe, P.** - Essays in Comparative Educa-
tion: Republished Papers. 1927..... 551/ 35/
- Pestalozzi, J. H.** - Sämtliche Werke. Hrsg.
von A. Buchenau, E. Spranger & H. Stett-
bacher.
Bd. 1. Schriften aus der Zeit von 1766
bis 1780. Bearb. von W. Feilchenfeld.
1927..... 552/ 3 / 1
- Bd. 2. Lienhard und Gertrud.
1. Teil. 1781
2. Teil. 1783 Bearb. von G. Stecher.
1927..... 552/ 3 / 2
- Bd. 3. 3. Teil. 1785
4. Teil. 1787 Bearb. von G. Stecher.
1928..... 552/ 3 / 3
- Bd. 4. Lienhard und Gertrud. (Zweite
Fassung)
1. Teil. 1790
2. Teil. 1790
3. Teil. 1792: Entwürfe zu einem.
4. Teil. Entwurf zu Bonals Cronik.
Bearb. von G. Stecher.
1928..... 552/ 3 / 4
- Bd. 5. Lienhard und Gertrud. (Dritte
Fassung)
1. Teil. 1819
2. Teil. 1819 Bearb. von G. Stecher.
1930..... 552/ 3 / 5
- Bd. 8. Ein Schweizer-Blatt. Bearb. von H.
Schönebaum. 1927..... 552/ 3 / 8
- Bd. 9. Schriften aus der Zeit von 1782—1787.
Bearb. von E. Dejang; W. Guyer;
H. Schönebaum. 1930..... 552/ 3 / 9
- Sandiford, P.** - Educational Psychology: An
objective Study. 1920 558/ 3 /

FINE ART.

- Byron, R. & Ríoe, D. T.** - The Birth of
Western Painting: A History of Colour,
Form, and Iconography, illustrated from
the Paintings of Mistra and Mount Athos,

- Vol. 3. 1912..... 231/ 11/ 3
- Platner, S. B.** - A Topographical Dictionary of Ancient Rome. Compl. & revised by T. Ashby. 1929..... 231/ 12/
- Rappoport, C.** - La philosophie de l'histoire comme science de l'évolution. (Etudes sur le Devenir social Tome XX) 1925. 212/ 8 /
- Wingfield-Stratford, E.** - The History of British Civilization.
- Vol. 1. Catholic Civilization; Protestant Civilization. 1928..... 214/ 40/ 1
- Vol. 2. The Oligarchy; The Machine Age. 1928 214/ 40/ 2
- Young, C. G. F.** - The Medici; with portraits and illustrations.
- Vol. 1. 1928 205/ 2 / 1
- Vol. 2. 1928 205/ 2 / 2

GEOGRAPHY.

- Phillips, W. A.** - Poland. (The Home University Library of Modern Knowledge.) 1929..... 282/ 5 /

POLITICS.

- Caddick, D. W.** - Political Principles and Motives: A Treatise for Legislators and Electors. 1925..... 301/ 43/
- Calker, F. V.** - Einführung in die Politik. 1927..... 302/ 19/
- Haushofer, M.** - Das Volk und sein Staat; Politik aus dem Nachlass. Hrsg. von A. Cohen. 1914 301/ 46/
- Heller, H.** - Die politischen Ideenkreise der Gegenwart. (Jedermanns Bücherei) 1926..... 301/ 47/
- Kelsen, H.** - Vom Wesen und Wert der Demokratie. 1929..... 301/ 45/
- Krabbe, H.** - Die Moderne Staats-Idee. 1919..... 309/ 35/
- Maine, H. S.** - Popular Government; Four Essays. 2918 319/ 16/
- Weiss, F.** - Politisches Handbuch; Ein Sozialistischer Wegweiser. 1924..... 302/ 18/
- Wittmayer, L.** - Demokratie und Parlamentarismus. (Jedermanns Bücherei) 1928..... 301/ 44/

LAW.

- Bonnetcase, J.** - La Philosophie du Code Napoléon appliquée au Droit de Famille. Ses destinées dans le Droit Civil contemporain. 1928..... 385-5/ 34/

- Cosentini, F.** - Le Droit de Famille. Essai de Réforme. 1929..... 385-5/ 33/
- Ermann, W.** - Wissenschaftliches Eigentum; mit einer Vorrede v. E. Heymann. (Arbeiten zum Handels-, Gewerbe- und Landwirtschaftsrecht. Nr. 52) 1929..... 348-5/ 47/
- Heck, P.** - Grundriss des Schuldrechts. 1929..... 384-5/ 48/
- Heinsheimer, K.** - Handelsrecht mit Wechsel- und Scheckrecht. Hrsg. von K. Geiler. 1930..... 384-6/ 47/
- Holdsworth, W. S.** - An Historical Introduction to the Law. 1927..... 384/ 24/
- Josserand, L.** - Cours de Droit Civil Positif Français: conforme aux Programmes Officiels des Facultés de Droit.
- Tome 1. Théorie Générale du Droit et des Droits. Les Personnes. La Famille. La Propriété et les Autres Droits Réels principaux. 1930 ... 385-5/ 35/ 1
- Tome 2. Théorie Générale des Obligations. Les Principaux Contrats du Droit Civil. Les Suretés. 1930 385-5/ 35/ 2
- Tome 3. Les Régimes Matrimoniaux. Les Successions Légales. Les Libéralités. 1930..... 385-5/ 35/ 3

- Matthaei, W.** - Grundriss des Arbeitsrechts. 1923..... 348-3/ 32/

- Renner, K.** - Die Rechtsinstitute des Privatrechts und ihre Soziale Funktion: Ein Beitrag zur Kritik des Bürgerlichen Rechts. 1929..... 384-5/ 46/

- Salmond, J.** - The Law of Torts: A Treatise on the English Law of Liability for Civil Injuries. 7th ed. by W. T. S. Stallybrass. 1928..... 382-5/ 21/

- Sinzheimer, H.** - Grundzüge des Arbeitsrechts. 1928..... 384-3/ 31/

- Soufflier, C.** - Vocabulaire de Droit: ou Définition des termes usités dans l'Etude du Droit. 1926..... 363/ 35/

- Wertheimer, L.** - Entwicklungstendenzen im Deutschen Privatrecht. (Recht und Staat in Geschichte und Gegenwart, 56) 1928..... 384-5/ 49

ECONOMICS.

- Bülow, F.** - Volkswirtschaftslehre: Eine Einführung in das wirtschaftliche Denken. 1931..... 411/458/
- Diehl, K.** - Die rechtlichen Grundlagen des Kapitalismus. 1929..... 423/ 18/

千里山圖書館

購入圖書

SERIES.

- Capps, E. & others. - The Loeb Classical Library, (Greek Authors).
Aristoteles, - The Nicomachean Ethics, with an Eng. Tr. by H. Rackham.
 1926..... 003/ 2 / 12
Plato, - Laws, with an Eng. Tr. by R. G. Bury,
 Vol. 1. Introduction to Book VI.
 1926..... 003/ 2 / 65-1
 Vol. 2. Book VII. to End. 1926 003/2/65-2
 „ - The Statesman, Philebus, with an Eng. Tr. by H. N. Fowler; Ion, with an Eng. Tr. by W. R. M. Lamb
 1925 003/ 2 / 68
 „ - Theaetetus, Sophist, with an Eng. Tr. by H. N. Fowler. 1921 003/ 2 / 69
Xenophon, - Memorabilia and Oeconomicus, with an Eng. Tr. by E. C. Marchant. 1923 003/ 2 / 84
 „ - Scripta Minora, with an Eng. Tr. by E. C. Marchant. 1925.... 003/ 2 / 85

BIBLIOGRAPHY.

- Grandin, A.** - Bibliographie Générale des Sciences Juridiques, Politiques, Economiques et Sociales de 1800 à 1925-1926, 4. Supplément. 1931..... 026/ 4 / 7

PHILOSOPHY.

- Breitinger, M.** - Das Gemeinschaftsproblem in der Philosophie Kants. (Pädagogische Untersuchungen, Reihe 2. Heft. 2.)
 1927..... 127/ 24/
Cassirer, E. - Substanzbegriff und Funktionsbegriff: Untersuchungen über die Grundfragen der Erkenntniskritik. 1923... 127/ 23/
Hessen, J. - Augustins Metaphysik der Erkenntnis. 1931 123/ 2 /
Kreis, F. - Heidelberger Abhandlungen zur Philosophie und ihrer Geschichte. 21. Phänomenologie und Kritizismus. 1931 103/ 6 / 21
Krueger, F. - Das Wesen der Gefühle; Entwurf einer systematischen Theorie.
 1930..... 141/ 26/
Krueger, F. & Klemm, O. - Angewandte Psychologie. (Neue Psychologische Studien,

Bd. 5.)

1. Heft. Gerichtliche Psychologie.
 1929..... 140/ 64/ 1
 2. Heft. Leistungsforschung. 1930... 140/ 64/ 2
 3. Heft. Zur Eingnungsprüfung für den Lenkerberuf. 1931..... 140/ 64/ 3
Lenin, W. I. - Materialismus und Empirio-kritizismus: Kritische Bemerkungen über eine Reaktionäre Philosophie. Übertragen unter Redaktion von N. Borowski.
 (Sämtliche Werke Bd. 13) 1927 ... 101/142/
Litt, T. - Wissenschaft, Bildung, Weltanschauung. 1928 127/ 22/
Moore, D. T. V. - Dynamic Psychology: An Introduction to modern Psychological Theory and Practice. 1926..... 141/ 24/
Rosenzweig, F. - Hegel und der Staat; Gedruckt mit Unterstützung der Heidelberger Akademie der Wissenschaften.
 Bd. 1. Lebensstationen. (1770-1806)
 1920..... 127/ 21/ 1
 Bd. 2. Weltepochen. (1806-1831)
 1920..... 127/ 21/ 2
Rost, E. R. - The Nature of Consciousness. 1930..... 141/ 25/
Scholz, H. - Eros und Caritas: Die platonische Liebe und die Liebe in Sinne des Christentums. 1929 101/143/

RELIGION.

- Scholz, H.** - Religionsphilosophie.
 1922 161/ 9 /
Troeltsch, E. - Gesammelte Schriften.
 Bd. 1. Die Soziallehren der christlichen Kirchen und Gruppen. 1923 164/ 2 / 1
 Bd. 2. Zur religiösen Lage, Religionsphilosophie und Ethik. 1922..... 164/ 2 / 2
 Bd. 3. Der Historismus und seine Probleme.
 I. Buch. Das logische Problem der Geschichtsphilosophie.
 1922 164/ 2 / 3-1
 Bd. 4. Aufsätze zur Geistesgeschichte und Religionssoziologie. Hrsg. von H. Baron. 1925 164/ 2 / 4

HISTORY.

- Grisar, H.** - History of Rome and the Popes in the Middle Ages. Tr. by L. Cappadelta.
 Vol. 1. 1911 231/ 11/ 1
 Vol. 2. 1912 231/ 11/ 2

の米大賣出し

米の保証付

責任保証は最終の一粒まで

米の品質は嚴撰に嚴撰を重ね御値段は十二分に吟味致し御買上米はどんな米でも不味又は値段が他店より高かつた時其他で御氣に召さぬ時直に米の取換又は現金と取換致しましてキツト御満足を得て戴きます

配達の迅速

電話一つハガキ一本で市内はどんな處へでもどんなに澤山に又どんなに少量の御注文でも今すぐ御間に合せ致します

灘萬特撰純無砂内地米

特撰米	一キロニ付	十六錢〇厘
上等米	"	十五錢〇厘
一等米	"	十三錢五厘

ヴィタミンB含有量豊富妊婦と脚氣に特効ある

胚芽米の元祖 眞正の胚芽米

胚芽特撰米	一キロニ付	十六錢五厘
-------	-------	-------

内地米に劣らぬ美味と經濟

朝鮮仁川一等白米

六十キロ入(約四斗二升)	七圓六十錢
--------------	-------

市内北區樋之口町

灘萬精米所

電話堀川八五一番一四四番

千里山俳壇 朝冷選

□ 専商一 平井湖村

コスモスの亂れる中の唱歌哉
秋天の雲を見上ぐる峠かな
菌狩の歸り酔ひたる親子哉
ほつねんと佇む門の秋のくれ

□ 専商一 竹川璋夫

草荒るゝ中に燃へけり雁來紅
白萩の砂にこぼるゝ山日南

□ 専文二 壹岐夕陽

蟲の音の一しきりなる夜明かな
赤情伶日の落ち方の阪の上
向日葵の垂るゝ家影伸び來り

□ 専法二 宮崎忠義

水面行く鱗に秋の日ざし哉
遠釣や夕日に笠を傾けて
鶏の抜け毛に庭の小春哉
大根を洗ふにしろき今朝の秋

□ 専商三 中野三冬

筆面にて
紅葉寒し瀑の音聞く山の朝
虹立つる瀧に紅葉の榮えにけり
ゆれやまぬ瀧のほとりのもみぢ哉

□ 住吉區 中塚素木

萩桔梗さては月ある子規忌かな
寺の徑狭めつくせしこぼれ萩

□ 生駒 松本實道

一帯の稔り過ぎ行く神輿かな
籠の蟲一夜と聲を張りにつけり

追加 朝冷

籬低く野の日遮ぎるうそ寒き
栗はせて灰を上げたる洋燈哉

□ 當季雜誌募集
□ 封皮には必ず「千里山俳句」と朱記の事

□ 送稿先
大阪市東淀川區十三東三丁目
牡丹書房 有田朝冷

大正十一年六月十五日創刊
昭和六年十一月十五日發行
昭和六年十一月十五日發行

不許複製
編輯兼遠藤銀
發行人 谷口春雄
印刷所 谷口印刷所
發行所 關西大學學報局

天六學舎 關西大學
電話堀川 一五〇三九
堀河大阪二六七五五

千里山學舎 關西大學
大阪市内外千里山
電話堀川 一五〇三九
堀河大阪二六七五五

校友會員名簿について

校友會員名簿御入用の方で未だ御申込なきまたは左欄用紙により基金御拂込を願ひます

なほ別記の如く本年度名簿は本月下旬發行いたします

昭和六年十一月

關西大學校友會

申込書

一金參圓也 校友會名簿基金

右金額相添へ申込候也

昭和 年 月 日

氏名

關西大學校友會御中

明治
昭和

學部
専門部

科卒業

一、勤務先

二、現住所

本學學報は維持費として年額壹圓御拂込の方に限り御送りして居りますから、校友その他關係者各位に於いて購讀希望の方は左欄申込書と共に維持費御拂込を願ひます

昭和六年十一月

關西大學學報局

御拂込は郵便爲替か振替かを希望いたしますが若し三ヶ年分以上御拂込下さるならば御手数のかいぬやう集金郵便にいたします。

學報申込書

一金圓也 但學報維持費 ヶ年分(自昭和 年 月 至昭和 年 月)

右金額相添へ申込候也

昭和 年 月 日

氏名

關西大學學報局御中

明治
昭和

學部
専門部

科卒業

一、勤務先

二、現住所

拂込方法 振替貯金又は郵便爲替 集金郵便

(何れか一方を抹消して下さい
但し集金郵便は金參圓以上に限ります)

米胚芽の

有効成分

ビタミンB

含有

最多量

脚氣の豫防と治療に

パラヌトリン

大阪朝日新聞 (昭和六年四月二日記載)

米の營養價論争と題せる記事中に曰く「東京市衛生研究所の藤巻博士が「米の研究」の結果を發表したが、昨年十一月以降各種米の營養試験を行つた結果、玄米に含むビタミンBを100とするに胚芽米三七・六%七分搗米二八・四%石搗砂米一九・八%でも、胚芽米營養價を100とすれば、七分搗米は七五・四五%になつて居り、化學分析の結果から見ても動物試験によるところも胚芽米が七分搗米に優つてゐることが証明されたのである。つまり米に含むビタミンBの殆んど全部は胚芽の中にあり、同博士は更に鳩二百羽について脚氣の研究をしたが胚芽米を常食とするものは絶対に脚氣に冒されることのないことも証明され、島岡、佐伯兩博士の論争の上に實驗報告は一つの覺をつけるものである。」と

パラヌトリンは米胚芽含有のビタミンB營養分を完全に抽出せる製劑なれば白米の常食によつて起るビタミンB缺乏並に脚氣の豫防と治療に極めて優秀なる効果を奏す。

包裝

液劑 100cc 一 円
粉米 五〇克 一 円
錠劑 五〇錠 一 円
四 一〇〇錠 一 円八十 銭



粉米 錠劑 液劑 注射液

詳細なる

實驗報告書

申込次第送呈

製造發賣元

大阪市東區道修町

株式會社

塩野義商店

東京市日本橋區本町

書店開業御案内

- 從來弊店は謄寫プリントを専門の業として永らく皆様の御最負を頂いて参りました
- 今度左記に移轉致し書籍商を営む事に致しました
- 殊に最高の學壇に必須の参考書は洩れなき迄に取揃へ飽迄皆様の御便宜を計る事に努力いたします
- から舊に倍する御聲援を只管御願致します
- 尙謄寫プリント部は今後益々内容の充實を量つて御期待に副ふべく努めますから精々御利用の程を願ひます

大阪天六關西大學前

甲 文 堂 書 店

電話堀川④一三四九番
振替大阪六二五二〇番

